

電子帳簿保存法 第7条

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存

(令和5年度版)

# 電子取引 取引情報保存 ガイドライン

第3.2版

2024年7月22日



公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会  
法務委員会

## 目次

第1章. 当ガイドラインの目的について.....	1
第2章. 用語の定義.....	2
第3章. 電子帳簿保存法の概要.....	3
(1) 電子帳簿保存法の全体概要.....	3
(2) 電子帳簿保存法第7条 電子取引概要.....	5
(3) JIIMA 電子取引ソフト認証制度とは.....	7
第4章. 電子取引の保存要件.....	9
(1) 保存場所と保存期間.....	10
(2) 保存要件 ①関係書類の備付け.....	12
(3) 保存要件 ②見読性の確保.....	13
(4) 保存要件 ③検索機能の確保.....	14
(5) 保存上の措置.....	17
(6) 保存方法詳細（保存すべき取引情報）.....	31
第5章. 電子取引の種類と保存のポイント.....	34
(1) 電子取引の分類.....	35
(2) EDI 取引.....	37
(3) 電子メールにより取引情報を授受する取引.....	40
(4) インターネット等による取引.....	45
第6章. 取引に用いる電子データの信頼性担保.....	52
(1) 電子データの信頼性担保が求められる背景.....	52
(2) 本人性・真正性の確保の必要性.....	53
(3) トラストサービスの動向.....	54
(4) ユースケースに応じた対策例.....	57
（参考1）輸出入に係る電子取引情報の保存.....	61
（参考2）参考文献・関連ガイドライン.....	62
（参考3）電子帳簿保存法 法令関連.....	64

### ■各版 発行日

- Ver1.00・・・2018年10月1日 初版発行
- Ver2.00・・・2021年2月22日 令和2年度税制改正対応版
- Ver2.01・・・2022年3月18日 令和2年度税制改正対応版
- Ver3.01・・・2022年3月20日 令和3年度税制改正対応版
- Ver3.10・・・2023年2月20日 令和4年度版
- Ver3.20・・・2024年7月22日 令和5年度版

Ver3.2 更新履歴

P	章	項目	修正箇所	
	—	全体	電子帳簿保存法 一問一答【電子取引関係】 No の変更	
1	1	ガイドラインの目的	宥恕措置が終了したため、説明文を削除	
2	2	用語の定義	施行規則、取扱通達の最終改正を更新	
5	3	電子取引概要	「宥恕措置」「猶予措置」の記載を修正	
	4	章全体	施行規則の条文の変更、施行規則または取扱通達の条番号などの変更 電子帳簿保存法 一問一答【電子取引関係】の質問文の変更	
11		保存場所と保存期間	保存期間の要件として、「なお、起算日は事業年度終了の日の翌日から2か月を経過した日となります。」を追加	
12		関係書類の備え付け	表の「項目・概要」に、「施行規則第2条第6項第6号」を追加 「なお、市販のソフトウェア及びソフトウェアサービスの、いわゆるオンラインマニュアルやオンラインヘルプ機能にシステム概要書と同等の内容が組み込まれている場合には、システム概要書が備え付けられているものとして取り扱って差し支えありません。」を追加	
14		検索機能の確保	「読み替えに係る情報」、「検索機能の要件」を削除 施行規則2条第6項第5号の更新 「なお、スキャナ保存の検索機能における記録項目「取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先」には、」を追加	
16			電子帳簿保存法 一問一答【電子取引関係】問46・49・50を追加	
17			保存上の措置	「（宥恕期間の間紙で保存する方法も宥恕措置として認められています が原則は電磁的記録で保存となります。）」を、「（宥恕期間終了後、 電磁的記録で保存することが必須となりました。）」に変更 施行規則変更に伴い図を修正
18			「施行規則第4条第1項第1号から第4号では、真実性の確保のための電子取引の保存方法が規定されています。」を追加 「施行規則4条第1項第1号から第4号では」以降の真実性の確保のための措置の内容が冗長のため、削除	
20			訂正削除要件に関する図を変更	
29			「宥恕措置適用による紙保存」を、「猶予措置適用による紙保存」に変更 宥恕措置終了に伴い、宥恕措置の説明を猶予措置の説明に変更 「やむを得ない事情」を「相当な理由」に変更し、説明を変更	
30			電子帳簿保存法 一問一答【電子取引関係】問61～65を追加	
33			保存方法詳細	電子帳簿保存法 一問一答【電子取引関係】問13を追加
36		5	電子取引 種類別一覧	「複合機のペーパーレス FAX」機能を追加
37			EDI取引の概要	「EDIの形式」を更新
42			メール保存方法の選択 チャート図	「保存方法の選択チャート図」を「メール保存方法の選択チャート図」に更新、チャート図の「個人のパソコン保存の場合は、」を削除、チャート図の「保存場所を運用サーバのままとする場合」などの「運用」を削除
46	電子契約		「電子署名とタイムスタンプの利用」を更新	
48	経費の立替精算業務		「精算書の電子化」を更新	
52	6	取引に用いる電子データの 信頼性担保	動向を最新に修正	
62	参考2	参考文献・関連ガイドライン	参考文献・関連ガイドラインの情報を更新	
64	参考3	国税庁 一問一答 【電子取引関係】	一問一答を令和5年6月版へ更新（URL）	

## 第 1 章. 当ガイドラインの目的について

1998 年 7 月に施行された電子帳簿保存法では、原則紙で保存すべき国税関係帳簿書類を、一定の要件の下、所轄税務署長等の事前承認を得ることを前提に電磁的記録による保存を容認したほか、電子取引により取引情報を授受した場合、当該取引情報を紙出力するか COM 出力して保存する場合を除き、電子的に保存することが義務付けられました。

電子取引の取引情報を電子保存することを義務付けた条文は法第 7 条ですが、そこでは「所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。」と規定しています。しかしながら、本条文が必ずしも正しく周知されていなかったのが実情で、電子メールや インターネット、EDI などを利用した電子取引において、本条文を正しく理解し、法令通りに取引情報を適正に保存することができていない企業も少なからず見受けられました。当協会では 2014 年 9 月に「電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存」に関する解説として電子取引データの保存の考え方という解説書（2016 年 10 月改訂）を発行して、法律・施行規則・取扱通達・Q & A を網羅した正しい電子保存の方法を解説しました。しかし、この解説書では法令等の説明に終始したため、実際の業務への適応方法などが分かりづかったことや、昨今の電子取引の多様化や企業にとっての電子メール保存の重要性がクローズアップされてきたことを受け、2018 年 11 月にガイドラインとして第 1 版を発行しました。以降、版を重ね、2023 年 2 月には、令和 4 年度税制改正に対応した第 3.1 版を発行しています。今回は、令和 5 年度の要件に対応した第 3.2 版を発行します。

第 3.1 版から、令和 5 年度対応の部分が把握しやすいように、前ページに更新履歴を付けておりますので、合わせてご確認下さい。

当協会としては、安心して社会生産性の高い電子文書情報社会の構築をめざしており、電子取引を行っている各企業が、当ガイドラインに沿って正しくその取引情報を電子保存されることを願ってやみません。

## 第2章. 用語の定義

当ガイドラインで記載している用語について定義や補足説明をしています。

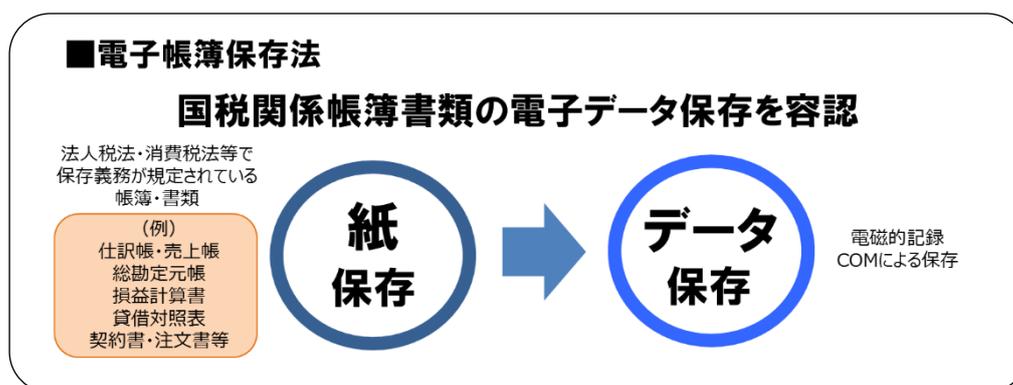
電子帳簿保存法	「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」の略称です。 平成 10 年 3 月 31 日法律第 25 号 最終改正：令和 3 年 3 月 31 日法律第 11 号
施行規則	施行規則とは、法律を施行するために必要な細則や法律・政令の委任事項などを定めた命令です。当ガイドラインでは、「電子帳簿保存法 施行規則」を指します。 平成 10 年 3 月 31 日大蔵省令第 43 号 最終改正：令和 5 年 3 月 31 日財務省令第 22 号
取扱通達	電子帳簿保存法について、より具体的に取扱いを別紙に定めたものとなります。当ガイドラインでは、「電子帳簿保存法 取扱通達」を指します。 平成 10 年 5 月 28 日付課法 5-4 ほか 6 課共同 最終改正：令和 5 年 6 月 23 日付課総 10-12 ほか 6 課共同
電子取引	取引情報の授受を電磁的方式により行う取引と定義されます。 (電子帳簿保存法 第 2 条 5 号 の用語定義より)
取引情報	取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。 (電子帳簿保存法 第 2 条 5 号 の用語定義より)
電磁的記録	電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 (電子帳簿保存法 第 2 条 3 号 の用語定義より)
e-文書法	e-文書通則法と e-文書整備法の総称を指します。
e-文書通則法	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律です。
e-文書整備法	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律です。
創業・IT 等ワーキンググループ	規制改革会議の中で IT による経営効率化に関する規制緩和について調査・審議するワーキンググループを指します。
タイムスタンプ	電子文書の存在時刻を証明する技術です。タイムスタンプが付与された後、当該文書の改ざんの検知や文書が存在した時刻の証明を行うことができます。(トラストサービス推進フォーラム 用語の解説より) なお、電子帳簿保存法に則って電子データを保存していく際に、総務大臣が認定するタイムスタンプの付与が一部書類で求められています。
COM	コンピュータに記録されている情報をマイクロフィルムに写真記録されたものを指します。
見読性	電子文書の原本性を確保するために求められている三つの要件、「完全性」「機密性」「見読性」のうちの一つです。電子化文書等の内容が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示または書面に出力できるよう措置されること。可視性と言う場合もあります。

## 第3章. 電子帳簿保存法の概要

### (1) 電子帳簿保存法の全体概要

#### ① 電子帳簿保存法とは

電子帳簿保存法は、正式名称を「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」といい、同法第1条（趣旨）に規定されている通り、納税者の国税関係帳簿書類の保存方法についての特例を定めた法律です。企業等の帳簿書類の保存義務は、法人税法のほか消費税法、所得税法、地方税法などに規定されており、書面による帳簿の備付け及び保存、紙で作成又は受領した書類が保存の対象とされています。1990年代からはコンピュータ会計が一般的になり、中小企業においても電子計算機に会計データを入力し、帳簿を作成するようになりました。帳簿や書類は、コンピュータを使用してデータにより保存することが可能になったにも関わらず、税法の規定では、法定保存期間は、紙で保存することが義務付けられていました。1998年7月に電子帳簿保存法が施行されることにより、税法で備付け及び保存が義務付けられている帳簿や書類の電磁的記録等による保存が容認されることとなりました。



#### ② e-文書法とは

電子帳簿保存法の施行とともに、企業の業務活動で日々発生する文書や帳票の電子保存を容認する動きは加速し、IT書面一括法なども施行されましたが、これらの法律が対象にしていたのは、最初からコンピュータで作成した電子文書で、紙文書をスキャナで電子化して保存することは認められていませんでした。そのため、企業では、引き続き多くの紙文書を保存せざるを得ず、大きな負担となっていました。産業界からの要望を受け、企業競争力を高めるために、2001年からスタートしたe-Japan戦略の一環として制定されたのがe-文書法です。2005年に施行されたe-文書法により、紙書類の保存を義務付けた約250本の法律で、スキャナによる電子化での保存が可能となり、建築設計図書、医療情報などの保存も認められました。電子帳簿保存法の範囲については、紙で受領した領収書や請求書等をスキャンして保存するスキャナ保存制度が制定されました。

2005年（平成17年）

#### **e-文書法**

民間における文書・帳票の電子的な保存を原則として容認する統一的な法律

#### **電子帳簿保存法 改正**

国税関係帳簿書類の電子保存を認めた法律にスキャナ保存が加わる

### ③ 電子帳簿保存法の概要

電子帳簿保存法は、第4条第1～3項の3種類と第7条の電子取引の4種類に分類できます。第4条第1・2項は、「① 電子帳簿保存法とは」で触れたように、中小企業でも帳簿や書類を電子計算機（会計システム等）で作成することが一般的になったことを受けて、システムで一貫してデータ作成した国税関係帳簿や書類をデータで保存できるという規定です。

第4条第3項は、スキャナ保存制度と呼ばれる規定で、「② e-文書法とは」で触れたように、e-文書法が施行されたタイミングで、電子帳簿保存法に追加されました。紙で受領した領収書や請求書、手書きで作成した書類の控えなどは第4条第1項や第2項では保存できないため、第3項のスキャナ保存で電子化して保存できるという規定です。スキャナ保存制度は、平成27年・28年度に大きな改正があり、原稿台と一体となったスキャナの要件が撤廃されて、スマートフォンでの画像撮影が認められる等の変更があり、利便性も上がり活用が進んできました。令和3年度では、税務署への承認申請が不要になり、要件についても大きな緩和が実施されました。今後、活用がさらに加速すると思われます。

第4条第1～3項については、当ガイドラインのテーマではないため、詳細は省いております。ご興味のある方は、当ガイドライン（参考2）に、参考文献がありますので、ご参照ください。

#### 【電子帳簿保存法 第4条・第7条】

#### 第4条 第1項 国税関係帳簿 データ保存

（仕訳帳・総勘定元帳など） 会計システム等から一貫してデータ作成

#### 第4条 第2項 国税関係書類 データ保存

（損益計算書・自社請求書控えなど） システムから一貫してデータ作成

#### 第4条 第3項 国税関係書類 スキャナ保存

平成17年（2005年）新設

（請求書・領収書・契約書など） ※対象外の書類あり

・相手から受領or手書きで作成など  
紙の書類をスキャナで読み取りデータ保存

#### 第7条

#### 電子取引

EDI・インターネット・メール等を利用した取引情報の授受

（参考2）①参考文献（P.59）

「＜電子帳簿保存法対応＞電子化実践マニュアル（令和4年度改正版）」

「e-文書法 電子化早わかり」

（参考3）①国税庁HP（P.64）

## (2) 電子帳簿保存法第 7 条 電子取引概要

電子帳簿保存法は、法人税法や所得税法、消費税法などの税法の定めにより、紙保存が原則となる国税関係帳簿書類を、一定の要件を満たす事により、電磁的記録や COM による保存を容認し、第 4 条で国税関係帳簿書類の電磁的記録の保存等について規定しています。一方、電子帳簿保存法第 7 条は、帳簿書類の保存方法の特例の規定ではなく、電子帳簿保存法施行以前には保存義務がなかった電子取引に係る電磁的記録を保存しなければいけないとして新たに加えられた規定です。

電子帳簿保存法第 7 条の電子取引は次のように定義されています。「取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。以下同じ。）の授受を電磁的方式により行う取引をいう。」（電子帳簿保存法 第 2 条第 5 項）

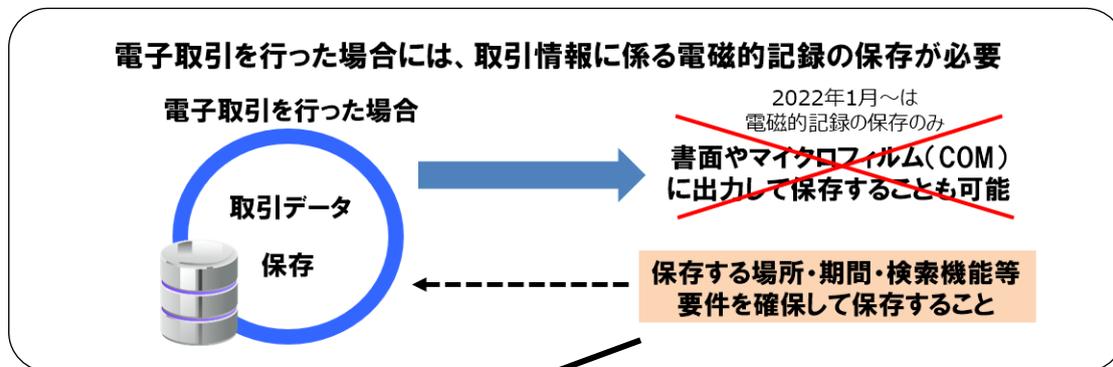
つまり、インターネットやメール、EDI、その他の手段でも取引先との間で取引情報の授受を電子的に行った場合は、法令の要件に従って保存する義務が生じるということです。前述したように、電子帳簿保存法第 4 条については選択制ですが、電子取引の取引情報は、保存することが義務となりますのでご注意ください。

### 電子帳簿保存法 第 7 条

所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。

所得税や法人税の確定申告を提出している事業者が電子取引を行った場合には、法令の要件通りに電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければなりません。2021 年までは、この電子取引に係る電磁的記録に代えて書面もしくは COM に出力し保存することが認められていましたが、令和 3 年度税制改正により、2022 年 1 月 1 日からは、電磁的記録でしか保存できないことになりましたので、ご注意ください（宥恕措置は 2023 年 12 月 31 日に終了し、現在は猶予措置になっています。詳細は、P29 参照）。この場合は、保存すべきこととなる場所に、保存すべきこととなる期間、保存する必要があります。

### 【電子取引の保存要件】



詳しい保存要件は、第 4 章で解説します

電子取引の範囲については、取扱通達 2 - 2 に以下のように記載があります。

## 【電子取引の範囲】

取扱通達 法第2条

電子取引の範囲

2-2 法第2条第5号（電子取引の意義）に規定する「電子取引」には、取引情報が電磁的記録の授受によって行われる取引は通信手段を問わずすべて該当するのであるから、例えば、次のような取引も、これに含まれることに留意する。

- (1) いわゆる EDI 取引
- (2) インターネット等による取引
- (3) 電子メールにより取引情報を授受する（添付ファイルによる場合を含む。）
- (4) インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引

電子取引の範囲は、上記の通りですが、インターネットの普及や IT 技術の革新により、電子取引は様々な業務で活用されるようになっていきます。保存要件は第4章で解説しますが、保存要件の解説だけでは、業務への活用もしづらと考え、当ガイドラインでは、第5章にて、電子取引がどのような業務で利用されているか、注意すべき点、最新の動向について解説します。

なお、当ガイドラインでは、インターネットに関連する取引は、1つにまとめ、「インターネット等を利用した取引」として扱い、「EDI 取引」、「電子メールでの取引情報授受」の2つを加えた3つに分類して解説します。

### (3) JIIMA 電子取引ソフト認証制度とは

電子帳簿保存法第 7 条「電子取引」ソフト法的要件認証制度とは、JIIMA によって第 7 条で規定された「電子取引」を行うための市販ソフトが電子帳簿保存法の要件を満たしているかをチェックし、法的要件を満たしていると判断したものを認証するものです。

「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律（電子帳簿保存法）」第 7 条において「所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。」と規定されています。電子取引を行った場合は、電子帳簿保存法の要件を確保して電子保存することが必要となっています。

従来の電子帳簿保存法の要件（施行規則・Q&A 含む）は、キャッシュレス取引やインボイス制度への記載が少なかったですが、電子取引の利用増加に伴い、国税庁より、施行規則の見直しや、「電子取引の Q&A 一問一答」の問答数も大幅に増え、帳簿書類の Q&A とは別に独立したファイルになるなど、明確化されてきております。

#### 【電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存等を行う場合の要件の概要】

- ・電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備付け  
（自社開発のプログラムを使用する場合に限り。）（規 2 ②一、⑥七、4 ①）
- ・見読可能装置の備付け等（規 2 ②二、4 ①）
- ・検索機能の確保（規 2 ⑥六、4 ①）
- ・次のいずれかの措置を行う（規 4 ①）
  - 一 タイムスタンプが付された後の授受
  - 二 授受後、速やかにタイムスタンプを付す  
or 授受後、業務処理に係る通常の間を経過した後、速やかにタイムスタンプを付す  
（当該取引情報の授受から当該記録事項にタイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。）
  - 三 データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用して授受及び保存
  - 四 訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付け

電子帳簿保存法一問一答（電子取引関係 問 15 より引用）

こうした背景を踏まえ、当協会では、2021 年 3 月より、JIIMA 認証制度に、「電子取引」ソフトを追加することとしました。

## 【認証制度の目的・メリット】

### JIIMA 電子取引ソフト法的要件認証制度

当協会において、「電子取引」を行う市販ソフトが法的要件を満足していると判定されたものを認証します。

#### ソフト導入ユーザーにとっては

ソフトを導入する企業は、電子帳簿保存法が要求しているシステム要件を該当ソフトが満たしているか個々にチェックする必要がなく、安心して導入することができます。また、JIIMA や国税庁が HP で公開している認証製品一覧リスト（以下、認証制度について参照）から、様々な分野の対象ソフトを見つけることができ、企業内での電子取引の検討にも役立てることができます。

#### ソフト開発ベンダーにとっては

開発ベンダーは、社内だけの評価でなく、第三者からの適正な評価を得ることができます。これにより、ユーザーの導入に対する検討項目を減らし、速やかな検討・導入を実現できます。

## 【認証制度について】

ソフトの認証にあたっては、対象ソフトのマニュアル、取扱説明書をベースに、公正な第三者機関でチェックし、必要な機能を全て備えていることを確認し、認証審査委員会で審議・認証を行います。認証した製品の一覧は、JIIMA のホームページで公表されます。詳細は、JIIMA のホームページ「電子取引ソフト法的要件認証を受ける方へ」をご参照ください。

<JIIMA 認証 記載ホームページ>

<https://www.jiima.or.jp/certification/denshitorihiki/>

※本認証制度では、あくまで認証基準に基づき公開された情報のみで評価し認証するものであり、それ以外の事項を保証するものではありません。

※上記ページから、製品一覧リストもリンクされています

## 【認証ロゴマークについて】

電子帳簿保存法 7 条「電子取引」ソフトの法的要件を満足しているとして認証した製品には、ロゴ表示を認めています。ロゴマークは、上記の JIIMA ホームページで合わせてご確認ください。

## 第4章. 電子取引の保存要件

電子帳簿保存法 第7条（電子取引）に求められる保存要件は、施行規則 第4条第1項に定められています。以下にその条文と保存要件の対応をまとめ、次に各要件についてその詳細規定を記載します。

### 施行規則 第4条第1項

法第七条に規定する保存義務者は、電子取引を行った場合には、当該電子取引の取引情報（法第二条第五号に規定する取引情報をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に係る電磁的記録を、当該取引情報の受領が書面により行われたとした場合又は当該取引情報の送付が書面により行われその写しが作成されたとした場合に、国税に関する法律の規定により、<sup>(1)</sup>当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間、次に掲げる措置のいずれかを行い、<sup>(2)(3)(4)</sup>第二条第二項第二号及び第六項第五号並びに同項第六号において準用する同条第二項第一号（同号イに係る部分に限る。）<sup>(※4注)</sup>に掲げる要件（当該保存義務者が国税に関する法律の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求（以下この項において「電磁的記録の提示等の要求」という。）に応じることができるようにしている場合には、同条第六項第五号（ロ及びハに係る部分に限る。）に<sup>→☆</sup>掲げる要件<sup>(※4注)</sup>（当該保存義務者が、その判定期間に係る基準期間における売上高が五千万円以下である事業者である場合又は国税に関する法律の規定による当該電磁的記録を出力することにより作成した書面で整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものの提示若しくは提出の要求に応じることができるようにしている場合であって、当該電磁的記録の提示等の要求に応じることができるようにしているときは、同号に掲げる要件<sup>→☆☆</sup>を<sup>☆☆</sup>除く。）に従って保存しなければならない

- (5)
- 一、 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプが付された後、当該取引情報の授受を行うこと。
  - 二、 次に掲げる方法のいずれかにより、当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すこと。
    - イ 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すことを当該取引情報の授受後、速やかに行うこと。
    - ロ 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すことをその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うこと（当該取引情報の授受から当該記録事項にタイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規定を定めている場合に限る。）
  - 三、 次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムを使用して当該取引情報の授受及び当該電磁的記録の保存を行うこと。
    - イ 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。
    - ロ 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。
  - 四、 当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。

保存要件項目一覧と当章での説明項番

法令等の項目	第 4 章	分類	項目・概要
施行規則第 4 条第 1 項	(1)	保存場所	事業所在地、又は納税地
		保存期間	7 年間（最長 10 年間）
	(2)	保存要件	① 関係書類の備え付け 施行規則第 2 条第 2 項第 1 号イ 施行規則第 2 条第 6 項第 6 号
			② 見読性の確保 施行規則第 2 条第 2 項第 2 号
			③ 検索機能の確保 施行規則第 2 条第 6 項第 5 号
(5)	保存上の措置	タイムスタンプ or 訂正削除 不可又は履歴 or 規程運用	
取扱通達 7-1	(6)	保存方法詳細	

(参考 3) 電子帳簿保存法 一問一答【電子取引関係】(P.64)

問 1 電子取引のデータ保存制度はどのような内容となっていますか。

問 2 電子取引とは、どのようなものをいいますか。

問 15 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存等を行う場合には、どのような要件を満たさなければならないのでしょうか。

## (1) 保存場所と保存期間

(法人税法 施行規則第 59 条等により)

法令等の項目	分類	項目・概要
施行規則第 4 条第 1 項	保存場所	事業所在地、又は納税地
	保存期間	7 年間

施行規則 4 条第 1 項 抜粋

(1)

当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間

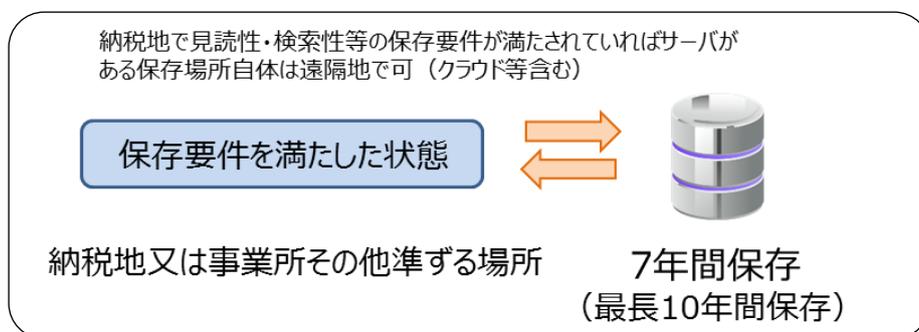
とはそれぞれ以下の内容となります。

当該書面を保存すべきこととなる場所とは、法人事業者の場合には当該電子取引に係る電磁的記録の授受が書面（紙）で行われた場合に保存するところとなります。すなわち、国税関係書類（取引関係書類）が、作成受領された日本国内の事務所または納税地ということになります。（法人税法施行規則 第 67 条第 2 項（普通法人等（白色）の帳簿書類の整理保存等）、第 59 条第 1 項（青色申告法人の帳簿書類の整理保存））

なお、保存されるサーバと通信回線で接続するなどにより、当該電磁的記録を保存すべき場所に設置されたディスプレイやプリンタに整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができればよく、サーバ等を保存すべき場所に設置しなくても良いとされています。（取扱通達 4-7）

又、ファイルサーバの設置場所については、「保存すべきこととなる場所」での見読性・検索性などの要件を満たしていれば、たとえ海外であっても問題ありません。（電子帳簿保存法 一問一答【電子取引関係】問 25）

当該書面を保存すべきこととなる期間とは、法人事業者の場合 7 年間となります。また、欠損金の繰越控除をする法人は、最長で 10 年間の保存が必要となります。なお、起算日は事業年度終了の日の翌日から 2 か月を経過した日となります。（法人税法施行規則 第 67 条第 2 項（普通法人等（白色）の帳簿書類の整理保存等）、第 59 条第 1 項（青色申告法人の帳簿書類の整理保存）、第 26 条の 3 第 1 項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金に係る帳簿書類の保存）、法人税法 第 57 条第 1 項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し））



（参考 3）電子帳簿保存法 一問一答【電子取引関係】（P.64）

問 20 電磁的記録を外部記憶媒体へ保存する場合の要件はどのようなものがありますか。

問 23 バックアップデータの保存は要件となっていますか。

## (2) 保存要件 ①関係書類の備付け

法令等の項目	分類	項目・概要
施行規則第4条第1項	保存要件	① 関係書類の備え付け（自社開発のプログラムを使用する場合に限る） 施行規則第2条第2項第1号イ 施行規則第2条第6項第6号

施行規則4条第1項 抜粋

(2)

第二条第二項第二号及び第六項第五号並びに同項第六号において準用する同条第二項第一号（同号イに係る部分に限る。）に掲げる要件 ～中略～ に従って保存

とはそれぞれ以下の内容となります。

施行規則第2条第6項第6号においては、法第4条第1項及び同第2項の国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存の場合と同様に、スキャナ保存の場合にも当該国税関係書類に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、次に掲げる書類の備付けを行うことを規定しています。この書類は電子取引の保存の場合も同様に備え付けが規定されています。

施行規則第2条第2項第1号イでは、下記にある通り、関係書類の備付けを要求しています。

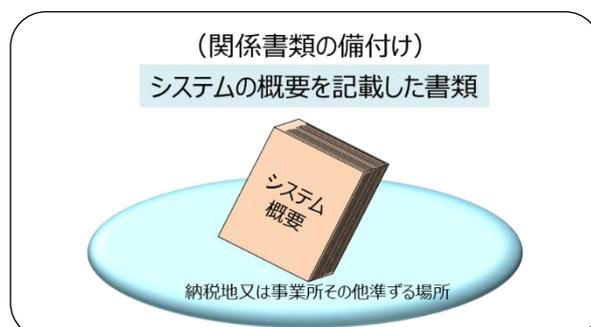
施行規則第2条第2項第1号イ

当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システム（電子計算機処理に関するシステムをいう。以下同じ。）の概要を記載した書類。

この「電子計算機処理システムの概要を記載した書類」とは具体的には、システム全体の構成及び各システム間のデータの流れなど、電子計算機による国税関係帳簿書類の作成に係る処理過程を総括的に記載されている、例えば、「システム基本設計書」、「システム概要書」、「フロー図」、「システム変更履歴書」などの書類をいいます。（取扱通達4-6）

なお、いわゆるオンラインマニュアルやオンラインヘルプ機能にシステム概要書と同等の内容が組み込まれている場合には、システム概要書が備え付けられているものとして取り扱って差し支えありません。

（参考2）①参考文献「＜電子帳簿保存法対応＞電子化実践マニュアル（令和4年度改正版）」(P.59)



（参考3）電子帳簿保存法 一問一答【電子取引関係】(P.64)

問24 いわゆるオンラインマニュアルやオンラインヘルプ機能にシステム概要書と同等の内容が組み込まれている場合、システム概要書が備え付けられているものと考えてもよいでしょうか。

### (3) 保存要件 ②見読性の確保

法令等の項目	分類	項目・概要
施行規則第4条第1項	保存要件	② 見読性の確保 施行規則第2条第2項第2号

#### 施行規則4条第1項 抜粋

##### (3)

第二条第二項第二号及び第六項第五号並びに同項第六号において準用する同条第二項第一号（同号イに係る部分に限る。）に掲げる要件～中略～に従って保存

とはそれぞれ以下の内容となります。

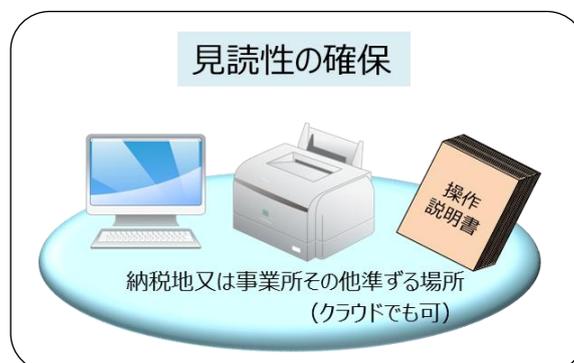
施行規則第2条第2項第2号では、下記にある通り、見読性の確保を要求しています。

#### 施行規則2条第2項第2号

当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと

施行規則第2条第2項第2号では、承認済み国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に、その電磁的記録を閲覧するためのパソコン、プログラム、ディスプレイ、プリンタを設置するとともにこれらの操作説明書を備え付けること、及びその電磁的記録をディスプレイの画面や書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力できることを規定しています。

ここでいうプログラムとは必ずしも国税関係帳簿の作成に使用する電子計算機及びプログラムを指すものではなく、当該電磁的記録を整然とした形式で明瞭な状態で出力できるものであれば他のシステム等により閲覧することとしても問題ありません。（取扱通達4-7）



(参考3) 電子帳簿保存法 一問一答【電子取引関係】(P.64)

問17 ディスプレイやプリンタ等について、性能や事業の規模に応じた設置台数等の要件はありますか。

## (4) 保存要件 ③検索機能の確保

法令等の項目	分類	項目・概要
施行規則第4条第1項	保存要件	③ 検索機能の確保 施行規則第2条第6項第5号

### 施行規則4条第1項 抜粋

#### (4)

第二条第二項第二号及び第六項第五号並びに同項第六号において準用する同条第二項第一号（同号イに係る部分に限る。）に掲げる要件（当該保存義務者が国税に関する法律の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求（以下この項において「電磁的記録の提示等の要求」という。）に応じることができるようにしている場合には、同条第六項第五号（ロ及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件（当該保存義務者が、その判定期間に係る基準期間における売上高が五千万円以下である事業者である場合又は国税に関する法律の規定による当該電磁的記録を出力することにより作成した書面で整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものの提示若しくは提出の要求に応じることができるようにしている場合であって、当該電磁的記録の提示等の要求に応じることができるようにしているときは、同号に掲げる要件）を除く。）に従って保存とはそれぞれ以下の内容となります。

施行規則第2条第6項第5号では、下記にある通り、検索機能の確保を要求しています。

### 施行規則2条第6項第5号

当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。

- イ 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先（ロ及びハにおいて「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。
- ロ 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。
- ハ 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

なお、スキャナ保存の検索機能における記録項目「取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先」には、国税関係書類の区分に応じた検索項目として、以下に例示するようにそれぞれ次に定める記録項目がこれに該当します。（取扱通達 4-30）

- (1) 領収書 領収年月日、領収金額及び取引先名称
- (2) 請求書 請求年月日、請求金額及び取引先名称
- (3) 納品書 納品年月日及び取引先名称
- (4) 注文書 注文年月日、注文金額及び取引先名称
- (5) 見積書 見積年月日、見積金額及び取引先名称

## 検索機能の確保

1. 取引年月日その他日付、取引金額及び取引先は検索設定出来ること
2. 日付と金額は範囲指定出来ること
3. 2つ以上の項目を組合せて検索出来ること

取引年月日：2018/01/05～2018/01/31  
AND  
検索条件 金額：1,000～5,000



取引年月日	商品コード	単価	数量	金額
2018/01/05	A DEF	150	20	3,000
2018/01/31	A DEF	150	20	3,000

取引年月日	取引先コード	商品コード	単価	数量	金額
2018/01/05	A	ABC	100	100	10,000
2018/01/05	A	DEF	150	20	3,000
2018/01/05	B	GHI	200	5	1,000
2018/01/05	C	JKL	1,000	10	10,000
2018/01/05	D	MNO	1,200	1	1,200
⋮					
2018/01/30	A	ABC	100	100	10,000
2018/01/31	A	DEF	150	20	3,000
2018/01/31	B	ABC	100	10	1,000
2018/01/31	B	DEF	150	5	750
2018/01/31	B	GHI	200	10	2,000

抽出

施行規則第4条第1項では、下記にある通り、検索機能についての要件を一部除くことができます。

### 施行規則4条第1項 抜粋

（当該保存義務者が国税に関する法律の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求（以下この項において「電磁的記録の提示等の要求」という。）に応じることができるようにしている場合には、同条第六項第五号（ロ及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件 ～中略～ を除く。

規則第4条第1項の「国税に関する法律の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じること」とは、税務職員から提示又は提出の要求（以下4-14において「ダウンロードの求め」という。）があった場合に、そのダウンロードの求めに応じられる状態で電磁的記録の保存等を行い、かつ、実際にそのダウンロードの求めがあった場合には、その求めに応じることがをいいます。（取扱通達4-14）

ダウンロードの求めに応じることによって以下の要件を除くことができ、要件を緩和することができます。

- ロ 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。
- ハ 二以上の任意の記載項目を組み合わせて条件を設定することができること。

また、施行規則第4条第1項では、売上高に応じて検索機能についての要件を全て除くことができます

施行規則4条第1項 抜粋

(当該保存義務者が、その判定期間に係る基準期間における売上高が五千万円以下である事業者である場合又は国税に関する法律の規定による当該電磁的記録を出力することにより作成した書面で整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものの提示若しくは提出の要求に応じることができるようにしている場合であって、当該要求に応じることができるようにしているときは、同号に掲げる要件)を除く。)

判定期間に係る基準期間の売上高が5,000万円以下の場合検索機能に関する要件を全て除くことが可能です。例えば、判定期間に係る基準期間がない新規開業者、新設法人の初年(度)、翌年(度)の課税期間などについては、検索機能の確保の要件が不要となります。(電子帳簿保存法 一問一答【電子取引関係】問45)

(参考3) 電子帳簿保存法 一問一答【電子取引関係】(P.64)

問21 電磁的記録の検索機能は、現在使用しているシステムにおいて確保しなければならないのでしょうか。

問22 保存対象となるデータ量が膨大であるため複数の保存媒体に保存しており、一課税期間を通じて検索できませんが、問題はありますか。

問42 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に当たり、検索機能で注意すべき点はありますか。

問43 規則第2条第6項第5号ハの「二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること」には、「AかつB」のほか「A又はB」といった組合せも含まれますか。また、一の記録項目により検索をし、それにより探し出された記録事項を対象として、別の記録項目により絞り込みの検索をする方式は、要件を満たすこととなりますか。

問44 当社には電子取引の取引データを保存するシステムがありませんが、電子取引の取引データを保存する際の検索機能の確保の要件について、どのような方法をとれば要件を満たすこととなりますか。

問45 電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存する際の要件のうち、検索機能の確保の要件が不要とされる場合の「判定期間に係る基準期間の売上高が5,000万円以下の場合」とは、どのように判断すればよいのでしょうか。

問46 検索機能の確保の要件が不要とされる「電磁的記録を出力した書面であって、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものの提示若しくは提出の要求に応じることができるようにしている場合」について、具体的にはどのように書面を整理しておけば要件を満たすこととなりますか。

問49 1ヶ月分の取引がまとめて記録された納品書データを授受した場合、検索要件の記録項目については、記録されている個々の取引ごとの取引年月日その他の日付及び取引金額を設定する必要がありますか。

問50 1回の見積りに関して、異なる取引条件等に応じた複数の見積金額が記録された見積書データを授受した場合、検索機能における記録項目である「取引金額」についてはどのように設定すればよいですか。

## (5) 保存上の措置

法令等の項目	分類	項目・概要
施行規則第4条第1項	保存上の措置	タイムスタンプ or 訂正削除不可又は履歴 or 規程運用

授受した取引情報は電磁的記録として保存を行う義務があります。(有恕期間終了後、電磁的記録で保存することが必須となりました。)

### 電磁的記録として保存

電子帳簿保存法 施行規則第4条1項 第1号から第4号のいずれかで保存

<p><b>施行規則第4条第1項 第1号</b></p> <p>① 電子取引に係る電磁的記録の記録事項にタイムスタンプが付された後、当該取引情報の授受を行う情報を保存する</p>	<p>当該(5)で説明</p> <p><b>タイムスタンプの付与</b> (施行規則2条⑥二〇、取扱通達4-20,21,22)</p> <p>一の入力単位 (取扱通達4-19)</p> <p>一括検証 (施行規則2条⑥二〇(2))</p> <p>速やかに行う (取扱通達4-17・18)</p>	<p><b>(共通) 保存方法</b></p> <p>(6)保存方法を参照 (取扱通達7-1)</p>
<p><b>施行規則第4条第1項 第2号</b></p> <p>① 電子取引に係る電磁的記録(取引情報)に対して、授受後、速やかにタイムスタンプを付与する</p> <p>② 当該取引情報に対して、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかにタイムスタンプを付与する (当該取引情報の授受からタイムスタンプを付与するまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る)</p>	<p>当該(5)で説明</p> <p><b>訂正・削除要件を満たすシステム</b></p> <p>システムの例示 (取扱通達7-6)</p>	
<p><b>施行規則第4条第1項 第3号</b></p> <p>① いずれかの要件を満たすシステムで授受及び保存するイ) 電子取引に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。 ロ) 電子取引に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。</p>	<p>当該(5)で説明</p> <p><b>規程の備付・運用</b></p> <p>訂正及び削除の防止 (取扱通達7-7)</p>	
<p><b>施行規則第4条第1項 第4号</b></p> <p>① 正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定めて運用する</p>		

### 書面に取引情報を保存

<p><b>施行規則第4条第3項</b></p> <p>① 電子取引に係る電磁的記録(取引情報)を出力書面で保存、提示・提出する</p>	<p>当該(5)で説明</p> <p><b>取引情報の保存に関する猶予措置</b></p> <p>猶予措置の適用 (取扱通達7-13,7-14)</p>
--	--

施行規則 4 条第 1 項第 1 号から第 4 号では、真実性の確保のための電子取引の保存方法が規定されています。施行規則第 4 条第 1 項第 2 号の「遅滞なくタイムスタンプを付与する」の期間は特に期限等の規定はありませんでしたが、令和 3 年改正にて、「授受後速やかに（取扱通達 4-17）」が「業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに（各事務処理の規程を定めている場合）（取扱通達 4-18）」のいずれかが明示されました。

（参考 2）①参考文献「＜電子帳簿保存法対応＞電子化実践マニュアル（令和 4 年度改正版）」（P.101）

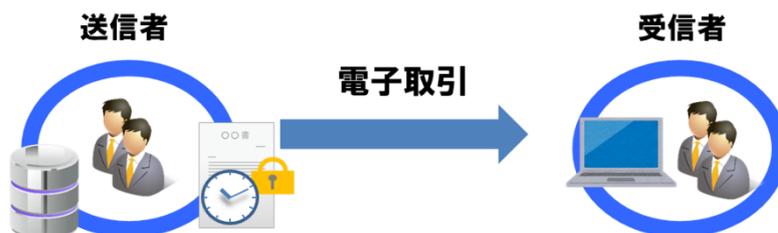
#### 施行規則 第 4 条第 1 項

- 一、当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプが付された後、当該取引情報の授受を行うこと。
- 二、次に掲げる方法のいずれかにより、当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すこと。
  - イ) 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すことを当該取引情報の授受後、速やかに行うこと。
  - ロ) 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すことをその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うこと（当該取引情報の授受から当該記録事項にタイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規定を定めている場合に限る。）。
- 三、次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムを使用して当該取引情報の授受及び当該電磁的記録の保存を行うこと。
  - イ) 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。
  - ロ) 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。
- 四、当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。

## ●タイムスタンプを用いたケース

施行規則第4条第1項第1号と第2号ではいずれもタイムスタンプの付与についての規定となりますが、タイムスタンプを付与するタイミングが第1号と第2号で異なります。

第1号の場合は「電磁的記録の記録事項に**タイムスタンプが付された後に**当該取引情報の授受」、つまり取引情報の送信者がタイムスタンプを付与するケースです。タイムスタンプは作成後～送信前のどこかで押せば問題ありません。また、受取側でもタイムスタンプを付与する必要はありません。



第2号の場合は「当該取引情報の**授受後に**当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付与する」、つまり取引情報の受領先がタイムスタンプを付与する必要があるケースです。この場合には、前ページに記載しましたとおり、「授受後速やかに」か「業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに（各事務処理の規程を定めている場合）」のいずれかの期間内に付与する必要があります。



● タイムスタンプを使用せず、訂正削除要件を満たしたシステムを利用するケース

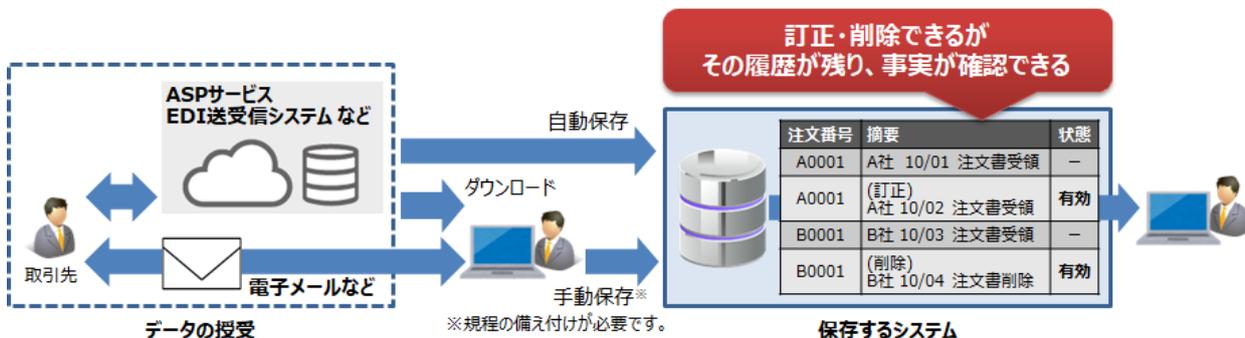
施行規則 4 条第 1 項第 3 号については以下の取扱通達 7-6 においてデータの訂正削除を行った場合にその履歴の記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムの定義について示されています。

取扱通達 法第 7 条 7-6

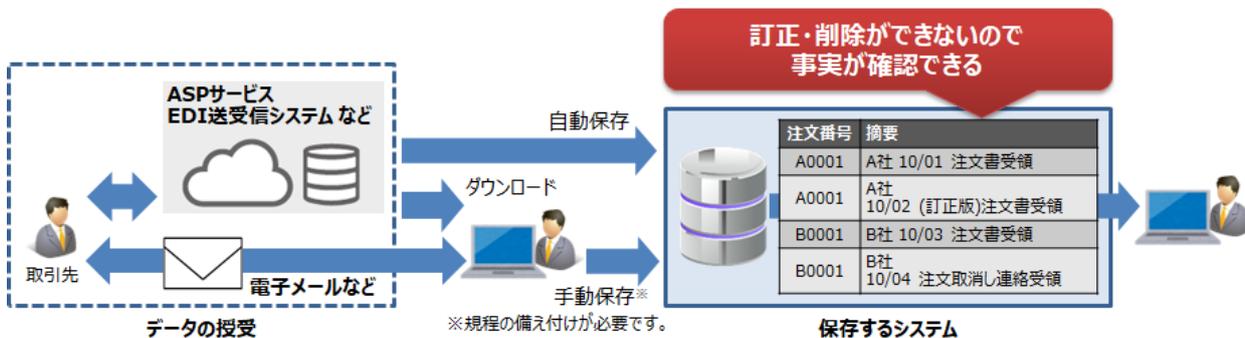
規則第 4 条第 1 項第 3 号イに規定する「当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること」とは、例えば、電磁的記録の記録事項を直接に訂正又は削除を行った場合には、訂正前又は削除前の記録事項及び訂正又は削除の内容がその電磁的記録又はその電磁的記録とは別の電磁的記録（訂正削除前の履歴ファイル）に自動的に記録されるシステム等をいう。

また、同号ロに規定する「当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと」とは、例えば、電磁的記録の記録事項に係る訂正又は削除について、物理的にできない仕様とされているシステム等をいう。

訂正削除を行った場合、その履歴が残るシステムでは、取引履歴の訂正・削除の事実と内容が確認できる必要があります。



訂正削除ができない場合、取引の事実と内容が確認できます。



### (授受に関する注意事項)

施行規則 4 条第 1 項第 3 号では取引データの保存のみならず、取引情報の授受についてもデータの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用して行うことが規定されています。上記のシステムで授受を行っていない場合（以下の ii）は、授受に関して次ページの「訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を作成して、備え付けるなどの必要があります。

#### i) システムで授受を行っている例（規程の備え付けなどは不要）

- ・訂正削除履歴を確保している ASP サービスで取引データの送受信及び保存を行う。
- ・取引データの変更ができない自社の EDI 送受信システムから、訂正削除履歴を確保している別システムに自動登録し保存を行う。

#### ii) システムで授受を行っていない例（規程の備え付けなどが必要）

- ・訂正削除履歴を確保しているシステムで送受信するのではなく、メールで受信し、受信者が訂正削除履歴を確保しているシステムに登録し保存を行う。
- ・取引データの変更ができない自社の EDI 送受信システムから CSV に出力し、訂正削除履歴を確保しているシステムに手動で登録し保存を行う。

### (参考 3) 電子帳簿保存法 一問一答【電子取引関係】(P.64)

問 30 当社は、電子取引の取引情報の保存サービスの提供を受け、同サービス利用者同士の電子取引の取引情報については、同サービスにおいて保存されます。同サービス利用者は、同サービス提供者と契約し、同サービスの利用規約に定めるデータ訂正等の防止に関する条項にのっとりデータの訂正削除を行うこととなります。このようにサービス提供者との契約によってデータの訂正等を防止する方法についても、「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定める方法として認められますか。

問 35 具体的にどのようなシステムであれば、訂正又は削除の履歴の確保の要件を満たしているといえるのでしょうか。

問 39 電子メール等で受領した領収書データ等を、訂正・削除の記録が残るシステムで保存している場合には、改ざん防止のための措置を講じていることとなりますか。

## ●タイムスタンプも、訂正削除要件を満たしたシステムも使用しないケース（規程の備付け・運用）

施行規則 4 条第 1 項第 4 号については以下の取扱通達 7-7 において訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程に盛り込むべき具体的な項目が示されています。

### 取扱通達 法第 7 条 7-7

規則第 4 条第 1 項第 4 号（（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の訂正削除の防止））に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」とは、例えば、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める内容を含む規程がこれに該当する。

#### （1）自らの規程のみによって防止する場合

- ① データの訂正削除を原則禁止
- ② 業務処理上の都合により、データを訂正又は削除する場合（例えば、取引相手方からの依頼により、入力漏れとなった取引年月日を追記する等）の事務処理手続（訂正削除日、訂正削除理由、訂正削除内容、処理担当者の氏名の記録及び保存）
- ③ データ管理責任者及び処理責任者の明確化

#### （2）取引相手との契約によって防止する場合

- ① 取引相手とデータ訂正等の防止に関する条項を含む契約を行うこと。
- ② 事前に上記契約を行うこと。
- ③ 電子取引の種類を問わないこと。

施行規則 4 条第 1 項第 4 号は、施行規則 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号のいずれでもない場合、事務処理の規程を定めることによって、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の真実性を確保する観点から、要件とされています。どこまで整備すればデータ改ざん等の不正を防ぐことができるのかの一例として、国税庁からもサンプルが提示されています。実際には、事業規模などを踏まえ個々に検討をする必要もありますが、サンプルを利用することで検討が進めやすくなっています。（電子帳簿保存法 一問一答【電子取引関係】問 29）

なお、規程に沿った運用を行うに当たっては、業務ソフトに内蔵されたワークフロー機能で運用しても差し支えありません。問 29 に「訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」のサンプルが例示されています。

以下は法人向けのサンプルです。

## 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、〇〇において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

#### (適用範囲)

第2条 この規程は、〇〇の全ての役員及び従業員（契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ。）に対して適用する。

#### (管理責任者)

第3条 この規程の管理責任者は、●●とする。

### 第2章 電子取引データの取扱い

#### (電子取引の範囲)

第4条 当社における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- 一 EDI取引
- 二 電子メールを利用した請求書等の授受
- 三 ■■（クラウドサービス）を利用した請求書等の授受
- 四 ……

**記載に当たってはその範囲を具体的に記載してください**

#### (取引データの保存)

第5条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第6条に定めるデータについては、保存サーバ内に△△年間保存する。

#### (対象となるデータ)

第6条 保存する取引関係情報は以下のとおりとする。

- 一 見積依頼情報
- 二 見積回答情報
- 三 確定注文情報
- 四 注文請け情報
- 五 納品情報
- 六 支払情報
- 七 ▲▲

**取引先等とデータでやりとりしたもののうち、取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項）が含まれるデータについては、全て要件に従ってデータのまま保存していただく必要がありますのでご注意ください。**

(運用体制)

第7条 保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は以下のとおりとする。

- 一 管理責任者 ○○部△△課 課長 X X X X
- 二 処理責任者 ○○部△△課 係長 X X X X

(訂正削除の原則禁止)

第8条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

第9条 業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、処理責任者は「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、管理責任者へ提出すること。

- 一 申請日
- 二 取引伝票番号
- 三 取引件名
- 四 取引先名
- 五 訂正・削除日付
- 六 訂正・削除内容
- 七 訂正・削除理由
- 八 処理担当者名

- 2 管理責任者は、「取引情報訂正・削除申請書」の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。
- 3 管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して取引関係情報の訂正及び削除を指示する。
- 4 処理責任者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正・削除履歴がある旨の情報を付すとともに「取引情報訂正・削除完了報告書」を作成し、当該報告書を管理責任者に提出する。
- 5 「取引情報訂正・削除申請書」及び「取引情報訂正・削除完了報告書」は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存する。

附則

(施行)

第10条 この規程は、令和○年○月○日から施行する。

(「訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」の作成に関する注意事項)

第4条

取引情報をデータでやりとりした場合はすべて電子取引となりますので、その内容を漏れなく記載します。

第6条

第4条に記載した「電子取引の範囲」に対応するデータをすべて保存の対象となるデータとして記載します。

#### 電子帳簿保存法 一問一答【スキャナ関係】

問 34 訂正削除を行うことができないシステムとは、どのようなシステムであれば要件を満たしているといえるのでしょうか。

※ 国税庁HP：電子帳簿保存法一問一答【スキャナ保存関係】の問 33 に訂正削除履歴の確保方法に関する記述があります。本問はスキャナ保存に関して記述されていますが、電子取引の場合でも、同様な機能が求められると考えられます。

#### (参考3) 電子帳簿保存法 一問一答【電子取引関係】(P.64)

問 18 パソコンやプリンタを保有しておらず、スマートフォンのみで取引を行っている場合には、どのように電子取引データ保存への対応をすればいいのでしょうか。

問 27 請求書や領収書等を電子的に（データで）受け取ったり送付した場合、どのように保存すればよいですか。

問 28 電子取引の取引データの保存について、複数の改ざん防止措置が混在することは認められますか。また、電子データの格納先（保存場所）を複数に分けることは認められますか。

問 29 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に当たり、規則第4条第1項第4号に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定めて運用する措置を行うことを考えていますが、具体的にどのような規程を整備すればよいのでしょうか。

問 30 当社は、電子取引の取引情報の保存サービスの提供を受け、同サービス利用者同士の電子取引の取引情報については、同サービスにおいて保存されます。同サービス利用者は、同サービス提供者と契約し、同サービスの利用規約に定めるデータ訂正等の防止に関する条項にのっとりデータの訂正削除を行うこととなります。このようにサービス提供者との契約によってデータの訂正等を防止する方法についても、「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定める方法として認められますか。

施行規則第4条第1項第1～4号及び取扱通達7-4、7-5の要件をまとめると以下になります。

## 1号・2号 タイムスタンプ



### 1号 送信する前にタイムスタンプを付与すること

押すタイミングの指定はない  
(作成時でも、送信直前でもOK)

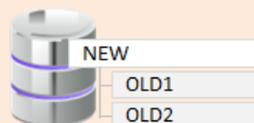


### 2号 受信後速やかにタイムスタンプを付与すること

業務処理に係る通常の期間を経過した  
後速やかにもOK (規程必要)

7年間以上改ざんされていないことを証明するためのタイムスタンプ

## 3号 訂正・削除要件を満たすシステムで授受及び保存

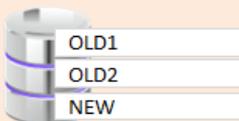


### 3号-イ 訂正・削除できて履歴が確認できること

訂正前・訂正後の内容が見られる

削除後にも、削除前の内容が見られる

自動的に記録される(履歴ファイルも可)



### 3号-ロ 訂正・削除できないこと

訂正・削除できない

7年間以上、訂正削除の記録が確認できること

## 4号 事務処理規程の備付け・運用



### 訂正・削除原則禁止

規程の備付け  
規程に沿った運用

- 保存担当者の情報を記録する
- やむを得ない場合の手続きに関する事務処理規程を定める

#### ① 自社のみ規程で防止

規程で、下記内容を具体的に定める

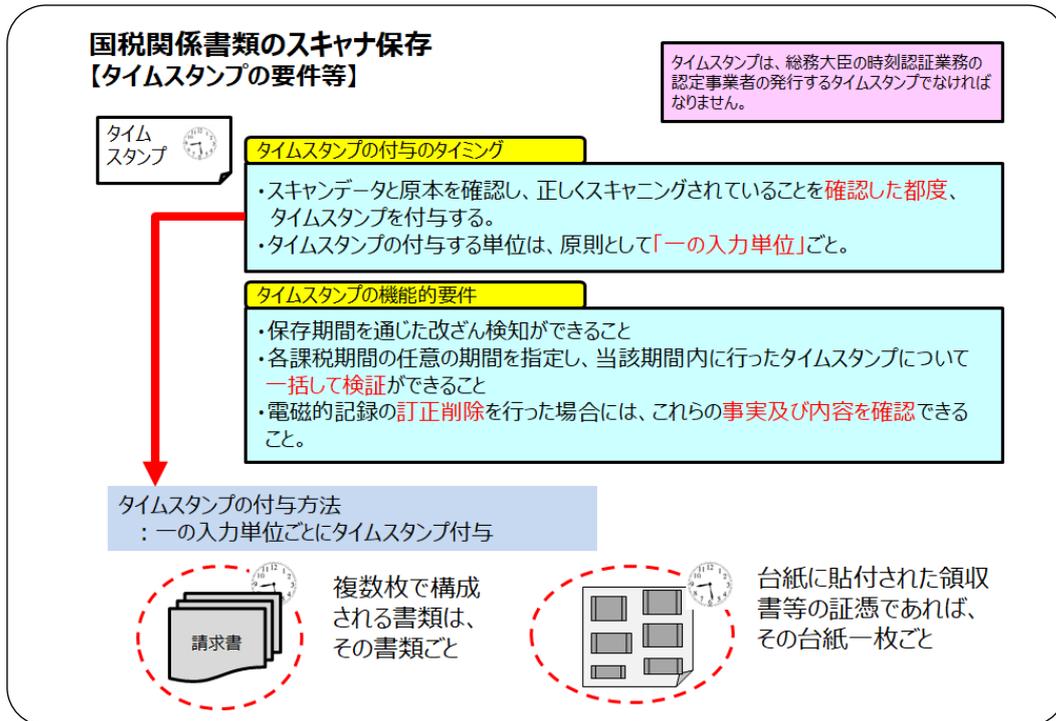
1. 訂正・削除を禁止する
2. やむを得ない場合の手続きを定める
  - 訂正・削除できる項目
  - 下記項目の記録・保存の方法
    - ・ 訂正・削除日
    - ・ 訂正・削除理由
    - ・ 訂正・削除担当者
3. データ管理責任者・処理責任者を定める

#### ② 取引先との契約で防止

- ・取引先との電子取引開始前に訂正・削除に関する条項を契約に設定する
- ・電子取引の種類を問わないこと

7年間以上、訂正削除の記録が確認できること

施行規則第4条第1項第2号に規定する、タイムスタンプについては、スキャナ保存同様の要件を満たす必要があります。電子取引のタイムスタンプの要件をまとめると下記ようになります。



(出典)

袖山喜久造 著「改正電子帳簿保存法 完全ガイド（改訂増補版）」税務研究会出版局 141・144 ページから抜粋

施行規則第2条第6項第2号ロにおいて、タイムスタンプの要件が規定されています。以下のように定められています。

**施行規則 第2条第6項第2号**

ロ 当該国税関係書類の作成又は受領後、速やかに一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に総務大臣が認定する時刻認証業務（電磁的記録に記録された情報にタイムスタンプを付与する役務を提供する業務をいう。）に係るタイムスタンプ（次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この号並びに第四条第一項第一号及び第二号において「タイムスタンプ」という。）を付すこと（当該国税関係書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあっては、その業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付すこと）。

- (1) 当該記録事項が変更されていないことについて、当該国税関係書類の保存期間（国税に関する法律の規定により国税関係書類の保存をしなければならないこととされている期間をいう。）を通じ、当該業務を行う者に対して確認する方法その他の方法により確認することができること。
- (2) 課税期間（国税通則法第二条第九号（定義）に規定する課税期間をいう。第五条第二項において同じ。）中の任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイムスタンプについて、一括して検証することができること。

さらに取扱通達 4-20 から 4-22 ではスキャナ保存する際のタイムスタンプの付与方法について以下のように具体的に定められています。

#### 取扱通達 法第 4 条

(タイムスタンプと電磁的記録の関連性の確保)

4-20 規則第 2 条第 6 項第 2 号ロ((タイムスタンプの付与))に規定する「タイムスタンプ」は、当該タイムスタンプを付した国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の訂正又は削除を行った場合には、当該タイムスタンプを検証することによってこれらの事実を確認することができるものでなければならないことに留意する。

(タイムスタンプの有効性を保持するその他の方法の例示)

4-21 規則第 2 条第 6 項第 2 号ロ (1) ( (タイムスタンプ) ) に規定する「その他の方法」とは、国税関係書類に係る電磁的記録に付したタイムスタンプが当該タイムスタンプを付した時と同じ状態にあることを当該国税関係書類の保存期間を通じて確認できる措置をいう。

(認定業務)

4-22 規則第 2 条第 6 項第 2 号ロ((タイムスタンプの付与))に規定する総務大臣が認定する時刻認証業務とは、電磁的記録に記録された情報にタイムスタンプを付与する役務を提供する業務をいい、時刻認証業務の認定に関する規程 (令和 3 年総務省告示第 146 号) 第 2 条第 2 項に規定する時刻認証業務 (電子データに係る情報にタイムスタンプを付与する役務を提供する業務をいう。) と同義である。

これらを電子取引の場合に限定し、要約すると下記のような内容になります。

### タイムスタンプ



総務大臣による時刻認証業務認定事業者が発行するタイムスタンプ

- 取引情報に付与した後に授受、もしくは授受後遅滞なく付与
- 記録事項が変更されていない事を7年以上確認できる
- 任意の期間でタイムスタンプの一括検証が可能
- データ訂正・削除した場合、タイムスタンプの検証で訂正・削除を確認できる

(参考 3) 電子帳簿保存法 一問一答【電子取引関係】(P.64)

問 54 総務大臣が認定する時刻認証業務に係るタイムスタンプとはどのようなものでしょうか。

問 55 「速やかに」タイムスタンプを付与することとしている場合で、やむを得ない事由により

おおむね 7 営業日以内にタイムスタンプを付与できない場合は要件違反となるのでしょうか。

問 56 「業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行う」とは何日以内にタイムスタンプを付与すればよいのでしょうか。

## ● 猶予措置適用による紙保存

令和4年度の税制改正における「電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行に向けた宥恕措置」が、令和5年度の税制改正において、令和5年12月31日をもって廃止することとされ、令和6年1月1日以降に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存については、施行規則第4条第3項によりその電磁的記録を要件に従って保存するための対応が間に合わない実情に配慮した猶予措置が新たに講じられました。

法第七条に規定する保存義務者が、電子取引を行った場合において、災害その他やむを得ない事情により、同条に規定する財務省令で定めるところに従って当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができなかつたことを証明したとき、又は納税地等の所轄税務署長が当該財務省令で定めるところに従って当該電磁的記録の保存をすることができなかつたことについて相当の理由があると認め、かつ、当該保存義務者が国税に関する法律の規定による当該電磁的記録及び当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。）の提示若しくは提出の要求に応じることができるようにしているときは、第一項の規定にかかわらず、当該電磁的記録の保存をすることができる。ただし、当該事情が生じなかつたとした場合又は当該理由がなかつたとした場合において、当該財務省令で定めるところに従って当該電磁的記録の保存をすることができなかつたと認められるときは、この限りでない。

「相当な理由」とは、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に係るシステム等や社内でのワークフローの整備未済等、保存要件に従って電磁的記録の保存を行うための準備を整えることが困難であることをいう。（取扱通達 7-12）

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存を要件に従って行うことができなかったことについて相当の理由があると認められ、かつ、当該電磁的記録及び出力書面の提示又は提出の要求（「ダウンロード等の求め」という。）があった場合に、そのダウンロード等の求めに応じられる状態で電磁的記録の保存等を行い、かつ、実際にそのダウンロード等の求めがあった場合には、その求めに応じることでその電磁的記録の保存を行っているものとして取り扱って差し支えない。（取扱通達 7-14）

上記のように、令和6年1月1日以降についても、猶予措置として紙での保存は差し支えないとされていますが、ダウンロード等の求めに応じられる状態で電子取引を電子データで保存することが必須ですので、本ガイドラインの手順に従い、電子取引対応の準備を進めることを推奨します。

### （参考3）電子帳簿保存法 一問一答【電子取引関係】（P.64）

問 60 電子取引について、「災害その他やむを得ない事情」を証明した場合に保存時に満たすべき要件が不要となる旨の規定が設けられていますが、そのような事情があれば、電磁的記録の保存自体不要になるのでしょうか。

問 60-2 当面、電子取引の取引情報に係る電子データ保存への対応が間に合いませんが、どのような対応をすればいいのでしょうか。

問 60-3 電子データを授受した場合であっても、令和5年12月31日までの間は、やむを得ない事情があれば、出力することにより作成した書面による保存が認められるのでしょうか。

問 60-4 やむを得ない事情が認められ、かつ、整然とした形式及び明瞭な状態で出力された書面の提示又は提出の求めに応じることができれば、電子データによる保存をしていなくても要件違反にならないとのことですが、「整然とした形式及び明瞭な状態で出力された書面」とはどのようなものなのでしょうか。また、「保存義務者が国税に関する法律の規定による当該電磁的記録を出力することにより作成した書面…の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている」とありますが、具体的にはどのような対応が求められるのでしょうか。

- 問 60-5 やむを得ない事情が認められ、かつ、出力することにより作成した書面の提示又は提出に応じることができれば、電子データによる保存をしていなくても要件違反にならないとのことですが、事前に税務署への申請等を行うことは必要でしょうか。
- 問 61 電子取引について、税務署長が「要件に従って保存することができなかったことについて相当の理由がある」と認める場合に、出力書面の提示又は提出の求めに応じることができるようにしているときは、保存時に満たすべき要件が不要となる旨の規定が設けられていますが、どのような場合がここでいう相当の理由があると認められることとなりますか。
- 問 62 税務署長が「要件に従って保存することができなかったことについて相当の理由がある」と認めた場合には、その後に行った電子取引の全てについて、保存時に満たすべき要件が不要になるのでしょうか。
- 問 63 これまで原則的な保存時に満たすべき要件に従って電子取引のデータ保存をしていましたが、今後システム更改を予定しており、新システムでは検索要件を備えた上でデータ保存をすることが困難な状況となります。この場合は、税務署長が「要件に従って保存することができなかったことについて相当の理由がある」と認めた場合に該当して規則第4条第3項の規定の適用はありますか。
- 問 64 令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報については、検索機能の確保の要件が不要とされる「電磁的記録を出力した書面であって、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものの提示若しくは提出の要求に応じることができる」ようにして保存していましたが、書類の保存スペースの関係から、電磁的記録を出力した書面を廃棄して電子データのみを保存することを検討しています。この場合は、税務署長が「要件に従って保存することができなかったことについて相当の理由がある」と認めた場合に該当して規則第4条第3項の規定の適用はありますか。
- 問 65 相当の理由が認められ、かつ、電子データ及びその電子データを出力した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限り。）の提示又は提出の求めに応じることができれば、保存時に満たすべき要件に従った電子データの保存をしていなくても要件違反にならないとのことですが、「整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたもの」とはどのようなものでしょうか。また、「保存義務者が国税に関する法律の規定による当該電磁的記録及び当該電磁的記録を出力することにより作成した書面…の提示若しくは提出の要求に応じることができるようにしている」とありますが、具体的にはどのような対応が求められるのでしょうか。

## (6) 保存方法詳細 (保存すべき取引情報)

法令等の項目	分類	項目・概要
取扱通達 7-1	保存方法詳細	保存すべき取引情報

取引情報の保存要件の詳細は、取扱通達 第 2 章「法第 7 条（（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存））関係」の「7-1 電磁的記録により保存すべき取引情報」について具体的に定めています。

### 取扱通達 法第 7 条

7-1 法第 7 条（（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存））の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録は、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力されることを要するのであるから、暗号化されたものではなく、受信情報にあってはトランスレータによる変換後、送信情報にあっては変換前のもの等により保存することを要する。
- (2) 取引情報の授受の過程で発生する訂正又は加除の情報を個々に保存することなく、確定情報のみを保存することとしている場合には、これを認める。
- (3) 取引情報に係る電磁的記録は、あらかじめ授受されている単価等のマスター情報を含んで出力されることを要する。
- (4) 見積りから決済までの取引情報を、取引先、商品単位で一連のものに組み替える、又はそれらの取引情報の重複を排除するなど、合理的な方法により編集（取引情報の内容を変更することを除く。）をしたものを保存することとしている場合には、これを認める。

(注) いわゆる EDI 取引において、電磁的記録により保存すべき取引情報は、一般に「メッセージ」と称される見積書、注文書、納品書及び支払通知書等の書類に相当する単位ごとに、一般に「データ項目」と称される注文番号、注文年月日、注文総額、品名、数量、単価及び金額等の各書類の記載項目に相当する項目となることに留意する。

これらを電子取引の場合に限定し、要約すると下記のような内容になります。

**保存方法**

- ・暗号化されたデータでなく、受信情報ではトランスレータによる変換後、送信情報では変換前のデータを保存
- ・確定情報のみでもよい（訂正加除情報は保存しなくてもよい）
- ・単価等のマスター情報を含んで出力
- ・取引先ごと、商品ごとなどに表示するよう編集された情報を保存してもよい

● 送信前のデータか受信後トランスレータで処理されたシステムで読み取り可能なデータを保存  
 ● 送付もしくは受信したデータが、暗号化されている場合保存するデータは復号された物

事前に取り決めた単価などのマスタ情報は補完された状態で表示できるようにする事

取引年月日	商品コード	数量	金額
2018/01/05	ABC	100	10,000
2018/01/05	DEF	20	3,000
2018/01/05	GHI	5	1,000
2018/01/05	JKL	10	10,000
2018/01/05	MNO	1	1,200

取引年月日	商品コード	数量	金額
2018/01/05	ABC	100	10,000
2018/01/05	DEF	20	3,000
2018/01/05	GHI	5	1,000
2018/01/05	JKL	10	10,000
2018/01/05	MNO	1	1,200

商品コード	商品名	単価
ABC	XX消しゴム	100
DEF	Yペン	150
GHI	Zノート	200
JKL	Vケース	1,000
MNO	W定規	1,200

取引年月日	商品コード	商品名	単価	数量	金額
2018/01/05	ABC	XX消しゴム	100	100	10,000
2018/01/05	DEF	Yペン	150	20	3,000
2018/01/05	GHI	Zノート	200	5	1,000
2018/01/05	JKL	Vケース	1,000	10	10,000
2018/01/05	MNO	W定規	1,200	1	1,200

取引先ごとや商品ごとなど、合理的な理由により並べ替えた物でも可

日付順

取引年月日	取引先コード	得意先名	商品コード	商品名	単価	数量	金額
2018/01/06	A	あああ商事	ABC	XX消しゴム	100	100	10,000
2018/01/06	A	あああ商事	DEF	Yペン	150	20	3,000
2018/01/06	B	いいい商会	GHI	Zノート	200	5	1,000
2018/01/06	C	株式会社うう	JKL	Vケース	1,000	10	10,000
2018/01/06	D	えええ商事	MNO	W定規	1,200	1	1,200

取引先・商品順

取引年月日	取引先コード	得意先名	商品コード	商品名	単価	数量	金額			
2018/01/06	A	あああ商事	ABC	XX消しゴム	100	100	10,000			
2018/01/08	B	いいい商会	2018/01/06	A	あああ商事	ABC	XX消しゴム	100	100	10,000
2018/01/08	C	株式会社うう	2018/01/06	A	あああ商事	DEF	Yペン	150	20	3,000
2018/01/09	D	えええ商事	2018/01/06	A	あああ商事	DEF	Yペン	150	20	3,000
2018/01/10	A	あああ商事	2018/01/07	A	あああ商事	DEF	Yペン	150	20	3,000
2018/01/14	A	あああ商事	2018/01/14	A	あああ商事	DEF	Yペン	150	20	3,000
2018/01/27	B	いいい商会	2018/01/06	B	いいい商会	GHI	Zノート	200	5	1,000
2018/01/27	C	株式会社うう	2018/01/08	B	いいい商会	GHI	Zノート	200	5	1,000
2018/01/31	B	いいい商会	2018/01/27	B	いいい商会	GHI	Zノート	200	5	1,000
2018/01/31	C	株式会社うう	2018/01/31	B	いいい商会	GHI	Zノート	200	5	1,000
2018/01/06	C	株式会社うう	2018/01/06	C	株式会社うう	JKL	Vケース	1,000	10	10,000
2018/01/08	C	株式会社うう	2018/01/08	C	株式会社うう	JKL	Vケース	1,000	10	10,000
2018/01/27	C	株式会社うう	2018/01/27	C	株式会社うう	JKL	Vケース	1,000	10	10,000
2018/01/31	C	株式会社うう	2018/01/31	C	株式会社うう	JKL	Vケース	1,000	10	10,000
2018/01/06	D	えええ商事	2018/01/06	D	えええ商事	MNO	W定規	1,200	1	1,200
2018/01/09	D	えええ商事	2018/01/09	D	えええ商事	MNO	W定規	1,200	1	1,200

・確定情報のみで可（確定データに至る前の訂正加除情報は保存しなくてもOK）

(参考3) 電子帳簿保存法 一問一答【電子取引関係】(P.64)

- 問3 電子メールを受信した場合、どのように保存すればよいのでしょうか。
- 問4 当社は以下のような方法により仕入や経費の精算を行っていますが、データを保存しておけば出力した書面等の保存は必要ありませんか。
- 問5 電子取引には、電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含む。）が該当することですが、全ての電子メールを保存しなければなりませんか。
- 問6 当社は、取引先からクラウドサービスを利用して請求書等を受領しておりますが、クラウドサービスを利用して受領した場合には、電子取引に該当しますか。
- 問7 いわゆるスマホアプリによる決済を行いました。この際にアプリ提供事業者から利用明細等を受領する行為は、電子取引に該当しますか。
- 問8 e-Tax でダイレクト納付等の電子納税を行った場合にメッセージボックスに格納される受信通知（納付区分番号通知、納付完了通知）については、電子取引データとして保存する必要があるのでしょうか。
- 問9 インターネットバンキングを利用した振込等は、電子取引に該当するのでしょうか。また、該当する場合には、どのようなデータを保存すべきでしょうか。
- 問10 従業員が会社の経費等を立て替えた場合において、その従業員が支払先から領収書を電子データで受領した行為は、会社としての電子取引に該当しますか。該当する場合には、どのように保存すればよいのでしょうか。
- 問13 当社の課税期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までですが、令和6年1月1日以後に保存を行えば、同日前に行った電子取引の取引情報について、令和5年度の税制改正後の要件に従って保存することは認められますか。
- 問14 電子取引で受け取った取引情報について、同じ内容のものを書面でも受領した場合、書面を正本として取り扱うことを取り決めているときでも、電子データも保存する必要がありますか。
- 問19 税務当局から電子データの書面への出力を求められた場合には、画面印刷（いわゆるハードコピー）による方法も認められますか。
- 問28 電子取引の取引データの保存について、複数の改ざん防止措置が混在することは認められますか。また、電子データの格納先（保存場所）を複数に分けることは認められますか。
- 問31 当社は、取引先との間で、クラウドサービスを利用し請求書を受領しています。この場合において、取引先から確認のため電子メールでも請求書が送られてきましたが、同一の請求書を2つの電子取引により受領したときには、どちらの電子データを保存すればよいのでしょうか。
- 問32 電子取引を行った場合において、取引情報をデータとして保存する場合、どのような保存方法が認められるのでしょうか。
- 問33 当社はスキャナ保存制度を利用しており、スキャンした画像データを管理するための文書管理システムで保有しております。今回、電子取引により受領したPDFデータについても、この文書管理システムで管理することを検討していますが問題ありませんでしょうか。
- 問34 当社はクラウドサービスを利用して取引先とXML形式の請求書等データ（取引情報に関する文字の羅列）をクラウドサービス上で共有・保存していますが、このような方法は認められますか。

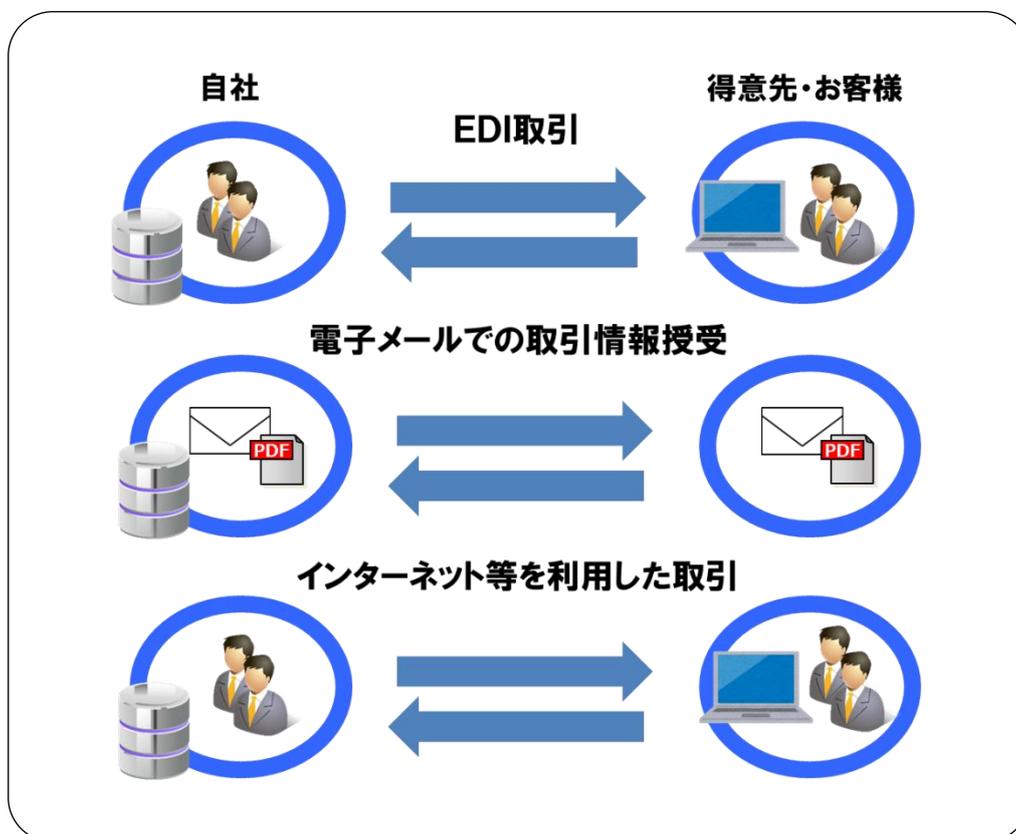
## 第5章. 電子取引の種類と保存のポイント

インターネットの普及により、従来の EDI やメールを使った取引に加えて、ウェブサイトを利用して請求書を配信するサービスや、商談中にタブレットを使って電子申込を行うなど、さまざまな業務で「電子取引」が活用されています。さらに、クラウドサービスの形態も増えており、「電子取引」はどの業種や企業でも身近な存在となっています。

「電子取引」の増加に伴い、安全な取引を実現するために様々なガイドラインが発行されています。例えば、経済産業省の「電子商取引及び情報取引に関する準則」では、電子商取引について民法などの現行法がどのように適用されるかを解釈し、取引当事者の予見可能性を高めて円滑な取引を目指しています。また、同じく経済産業省の「クラウドセキュリティガイドライン改訂版」では、セキュリティやリスクについてのガイドラインが示されています。これらのガイドラインは、急速に変化する IT サービスの安全性や法令遵守に焦点を当てています。

当ガイドラインは電子帳簿保存法に関連する「電子取引」を解説していますが、第5章では、取引の種類やサービスの増加に伴い、どのような業務で「電子取引」が活用されているか、それぞれの業務での保存のポイントや最新の動向について触れています。正確な取引情報の保存とコンプライアンスを遵守しながら、電子取引を有効に活用するための情報を提供しています。

### 【電子取引の種類】



## (1) 電子取引の種類

電子取引とは、取引情報の授受を電磁的方式により行う取引のことです。

電子取引の範囲は広く、インターネットや関連技術の普及に伴って、新しい業務やサービスが増えています。ここでは、代表的な電子取引の形態として、次の3つに分類して紹介します。

### ・EDI取引：

異なる組織間での取引において、注文書や請求書などの帳票を電子データとしてやりとりする取引です。専用の回線やネットワークを利用する場合と、インターネットを利用する場合があります。

### ・電子メールによる取引情報の授受：

電子メールによって、取引に関する文書やデータを送受信する取引です。

電子メールの本文に取引情報が記載されている場合や、添付ファイルによる場合も含まれます。

### ・インターネット等による取引：

インターネットを通じて、商品やサービスの購入や提供を行う取引です。

消費者向けのオンラインショッピングや、企業向けの電子商取引（EC）などがあります。

また、インターネット上にサイトを設けて取引情報を授受する場合があります。

各分類の取引には、それぞれ特徴や注意点があります。次項では、それらについて詳しく解説していきます。

## 【電子取引 種類別一覧】

種類	概要	対象業務例	取引	システム・サービス例
EDI 取引	異なる組織間で、取引のためのメッセージを、通信回線を介して標準的な規約を用いて、コンピュータ間で交換する取引（※1）	・調達や購買に関する 見積～発注～納品～検収～ 請求～支払の一連業務	B to B	・EDI システム ・WEB-EDI システム ・サプライチェーンマネジメント システム
		・金融機関を介した取引業務 (入金・振込・取引情報)	B to B	・ネットバンキングシステム ・全銀 EDI システム ・API を利用したシステム連携 ・Fintech サービス
電子メールによる 取引情報の授受	電子メールを利用した各種取引	・調達や購買に関する 見積～発注～納品～検収～ 請求～支払の一連業務 ・契約やその他取引	B to B B to C	・メールソフト ・ファイル転送サービス
インターネット等 による取引	インターネット等を利用した 各種取引	・経費の立替精算業務 (精算書の電子化)	社内	・経費精算システム
		・契約業務	B to B	・電子契約
		・請求書配信業務	B to B	・請求書 WEB 配信システム
		・レシートの電子化 (電子レシート)	B to B B to C	・電子レシートアプリ
	インターネット上のサイトを利用 した各種取引	・物品等の購入 (経費・仕入)	B to B B to C	・EC サイト (WEB サイト・スマホアプリ)
		・鉄道/航空・宿泊代の支払 (出張・移動の交通費等)		
		・EC サイトを利用した販売 (ネット販売)		
その他	・FAX (電話回線・インターネット)	B to B B to C	・FAX サーバ（※2） ・FAX ソフト（※2） ・複合機のペーパーレス FAX 機能 (※3)	
	・タブレットによる電子申込		・電子申込システム	

※1 通商産業省（現 経済産業省）の「電子計算機相互運用環境整備委員会（1989 年度）」における定義。

※2 用紙に出力せず、電子画像で保存する場合。また、ペーパーレス FAX 送信用ドライバーで送信する機能。

※3 複合機が受信した FAX 文書を用紙に印刷せずにファイルサーバや NAS 等にデータを転送し保存する機能。

また、複合機のペーパーレス FAX 送信用ドライバーで送信する機能。

## (2) EDI 取引

### ・EDI 取引の概要：

EDI 取引は、通商産業省（現：経済産業省）の「電子計算機相互運用環境整備委員会（1998 年）」では、「異なる組織間で、取引のためのメッセージを、通信回線を介して標準的な規約を用いて、コンピュータ間で交換すること」と定義されています。一般的に EDI は、複数の企業間における取引を行うことから、取引企業間での交換データの形式の統一や機密保持が必要となります。そのため、EDI 取引では、一定のデータ形式で標準化されています。

EDI の形式は、Web-EDI や XML-EDI などのインターネットを利用した形式が主流になってきていますが、電話回線を利用した JCA 手順や全銀手順などの形式もまだ残っています。

### ・金融業界における EDI の活用：

金融業界における EDI も、従来のインターネットバンキングから変化しつつあります。日本政府が発表した未来投資戦略 2017 にも提言されているとおり、企業のバックオフィス業務効率化・生産性をより向上させることを目的として、振込データにも様々な取引情報が付与できるようになりました。このような動きは、「金融 EDI の活用」と言われ、官民一体となり推進されています。

（次ページ・コラム「金融業界における電子取引の活用」参照）

### ・EDI 取引のデータ保存：

EDI 取引では、最初を送受信したデータ項目の訂正又は加除のデータも順次やり取りされていますが、これらのデータは作成過程のデータと考えられており、最終的にやり取りしたものが確定データとなることから、作成過程の訂正又は加除のデータを個々に保存することなく、確定データのみ保存することも認められます。

#### ■ 保存のポイント

（取扱通達 7-1 電磁的記録等により保存すべき取引情報 より）

電子取引の電子情報に係る電磁的記録は、

- ・暗号化されたデータでなく、受信情報ではトランスレータによる変換後、送信情報では変換前のデータを保存する必要がある。
- ・発注の確定情報のみでもよい。（訂正加除情報は保存しなくてもよい）
- ・単価等のマスター情報を含んでデータ保存が必要である。
- ・取引先、商品単位で表示するよう編集された情報の形式で保存してもよい。

（参考 3）国税庁 一問一答【電子取引関係】について（P.64）

問 9 インターネットバンキングを利用した振込等は、電子取引に該当するのでしょうか。また、該当する場合には、どのようなデータを保存すべきでしょうか。

問 36 E D I 取引を行った場合について、取引データそのものを保存する必要があるでしょうか。それとも、E D I 取引項目を他の保存システムに転送し、エクセル形式や P D F データ等により保存することも可能でしょうか。電子メールを受信した場合、どのように保存すればよいのでしょうか。

問 37 E D I 取引において、相手方から受け取ったデータに記載されている又は含まれている各種コードについて、あらかじめ定めている変換テーブルを使用することによって、その内容を変更することなく自社のコードに変換して保存することは認められるでしょうか。

例えば、E D I 取引において、「税込」という情報を、相手方ではコード「1」とし他データで送付してきたものを、自社においてはコード「2」と変換した上で取り込んで保存することは認められますか。

## 【コラム】金融業界における電子取引の活用 1（金融 EDI）

金融業界における E D I（金融 E D I）は、銀行等の金融機関が企業間の資金決済の効率化を支援するための E D I システムであり、インターネットバンキングがそれにあたります。企業におけるメリットとしては、銀行等の窓口に行くことなく自社の業務端末から振込を行えること、銀行等の業務時間外である土日祝日や夜間早朝でも振込が行えること、及び入出金の事実を業務端末で確認できることが挙げられます。また、金融機関側においても、顧客の来店機会が減ることから、口座の維持管理コスト削減というメリットがあります。このようなことから、金融 E D I は、他の E D I システムと比較して早い段階から利用されてきました。

ただし、振込業務における効率化は図れましたが、受取企業における売掛金の入金消込業務に課題がありました。支払企業が締日時点の買掛金等の支払を一括して行う関係上、受取企業は支払企業に対する売掛金等の消込が必要です。ただし、受取企業で管理している売掛金の明細情報に対し入金明細から取得できる情報が不足しており、多くの企業では、どの売掛金が未入金なのかを検証する作業に負担を抱えていました。これは、金融 E D I が比較的早い段階から利用されてきたこともあり、振込電文に 20 桁の固定長形式が採用されていたことが原因です。

このようなことを踏まえ、一般社団法人全国銀行協会では、振込電文をこれまでの固定長形式から X M L 形式に移行し E D I 情報を拡張した Z E D I（全銀 E D I システム）の稼働を、2018年12月25日から開始しました。この X M L 形式の E D I 情報には、支払通知書や請求書番号など、商取引に関する情報（商流情報）を添付可能です。受取企業は、請求書など商流情報と結びついた入金情報を取得できるため、消込作業の効率化等につながります。一方、支払企業においても、受取企業からの支払に関する問合せ削減につながるため、照会対応事務を軽減できます。

<参考情報> 全銀 EDI システム（一般社団法人 全国銀行協会 HP）

<https://www.zenginkyo.or.jp/article/tag-j/9690/>

※XML 形式とは

構造化されたデータを交換するための言語です。上記の場合、従来の EDI 情報欄は、固定長形式の 20 桁となっていたため、情報が 20 桁までしか送れませんでした。EDI 情報欄が XML 形式になることで、たとえば、<支払通知番号> 1234・・・、<支払通知発行日> ○○年○○月・・・のように、タグ（<△△△△>の部分）を追加することで、様々な商取引情報をデータとして付与することができるようになります。

## 【コラム】金融業界における電子取引の活用 2（オープン API）

金融における電子取引というと、「オープン API」という言葉も多く使われるようになってきています。銀行などの金融機関と外部の事業者との間の安全なデータ連携を可能にする取り組みで、OS やソフトウェアが提供する機能を外部のアプリケーションから利用できる仕組みを指します。

オープン API は、2017 年 5 月 26 日に成立した「銀行法等の一部を改正する法律」（改正銀行法）により、大きく進み始めています。その背景としては、EU で 2015 年 11 月に成立した「PSD（Payment Services Directive）2」（決済サービス指令）※1 があると言われています。EU では、2018 年より銀行によるオープン API が事実上義務づけられました。世界的な流れを受けて、日本でも、推進が始まっているところです。

技術的な説明は割愛しますが、オープン API の環境が法的な面や、仕様面で整うことで、銀行と外部事業者間がデータを活用できる環境が整います。それにより、口座情報の照会や、決済サービスが様々なソフト・サービスから連携できるようになります。

一方で、EU では銀行と外部事業者間で安全にデータを受け渡しするための技術標準※2 が制定され、

- ・決済サービスに対して、セキュアな認証方式としての適格証明書（組織証明書 又 Web 証明書）の利用
- ・すべての支払い取引に係るセッションログヘタイムスタンプを適用
- ・強固な利用者認証（記憶、所有デバイス、生体認証から 2 要素以上の認証）

などが定められています。

2018 年 8 月現在、日本では、改正銀行法に従って、大手都市銀行を中心に、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針がそれぞれの銀行の HP に掲載されています。また、オープン API の提携先事業者一覧も掲載されており、家計簿ソフトとの連動や個人資産管理アプリとの連携が主となっています。開発者向けの API ポータルサイトを開設している金融機関もあり、今後、速い速度でいろいろなサービスが提供されていくことが予想されます。

このような取り組み全体は、フィンテック（Fintech：金融を意味する Finance と技術を意味する Technology の造語）の一部として位置づけることができ、情報の電子化は、金融業界内だけではなく、その他の業界の連携・活用に移ってきています。

※1 DIRECTIVE（EU）2015/2366 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 November 2015 “on payment services in the internal market, amending Directives 2002/65/EC, 2009/110/EC and 2013/36/EU and Regulation（EU）No 1093/2010, and repealing Directive 2007/64/EC”

※2 COMMISSION DELEGATED REGULATION（EU）2018/389 of 27 November 2017 “supplementing Directive（EU）2015/2366 of the European Parliament and of the Council with regard to regulatory technical standards for strong customer authentication and common and secure open standards of communication”

## (3) 電子メールにより取引情報を授受する取引

### ① 取引の概要

インターネットが普及している現在は、多くの取引の場面で電子メールが利用されています。電子帳簿保存法では、取引先と電子メールで取引情報の授受を行った場合には、電子メール本文に取引情報が記載されている場合は当該電子メールを、電子メールの添付ファイルにより取引情報（領収書等）が授受された場合は当該添付されているファイルを保存することとしています（一問一答 問 3 より抜粋）。この場合は社外との取引情報の授受のみが該当しますので、社内における業務連絡等についての保存義務はありません。

#### ・電子メールの保存方法と運用管理：

一方で、内部統制やガバナンスの観点から考えると、必ずしも社外とだけのメール保存に限定せず、社内のメールについても保存や正しい運用管理を検討することが必要です。企業運営していく中では、社内秩序維持や訴訟が発生した場合の対策や退職者の不正及び部外秘機密情報や個人情報の漏洩などもリスクの一つとして考えられます。2021年10月15日に一般財団法人 日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が公表した2020年度「個人情報の取扱いにおける事故報告集計結果」では、個人情報の漏洩事故の原因は、「メール誤送信」（28.9%）の割合が最も多くなっています。このように、電子取引の法令遵守だけの観点にとらわれず、企業運営・業務記録の保存として総合的に判断することが重要です。

#### ・電子メールの保存方法：

メールシステムの運用方法により異なると思われますが、メールサーバ又はスタンドアロンパソコンを使用している場合、いずれも法定保存年数の期間中、対象のメールをメールサーバやハードディスクで保存することになりますが、これは、現実的ではありません。メールアーカイブソフトなどを使用して別の記憶媒体に保存するケースがあります。

電子メールで取引情報をやり取りすることが一般的となった結果、保存されるべき電子的記録が正しく保存されていないことが散見されるようになりました。税務調査においては、税務調査においては、あるべき国税関係書類がない場合や、交渉記録等がなく取引の状況が不明確な場合などには、こうした電子メールを調査対象とすることも多くなっていますので、電子帳簿保存法の規定どおり正しく保存することが必要です。

情報漏洩や内部統制の観点からの電子メールの運用管理については、当ガイドライン（参考2）②関連ガイドライン(P.63)に記載のあるJIIMA発行「電子メールの運用管理と保存」も合わせて参照してください。このガイドラインでは、電子メールの保存期間や保存方法、保存場所、保存データの検索方法、保存データの削除方法などについて具体的な指針を示しています。

(参考3) 国税庁 一問一答【電子取引関係】について (P.64)

問3 電子メールを受信した場合、どのように保存すればよいのでしょうか。

問5 電子取引には、電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含む。）が該当するとのことですが、全ての電子メールを保存しなければなりませんか。

問6 当社は、取引先からクラウドサービスを利用して請求書等を受領しておりますが、クラウドサービスを利用して受領した場合には、電子取引に該当しますか。

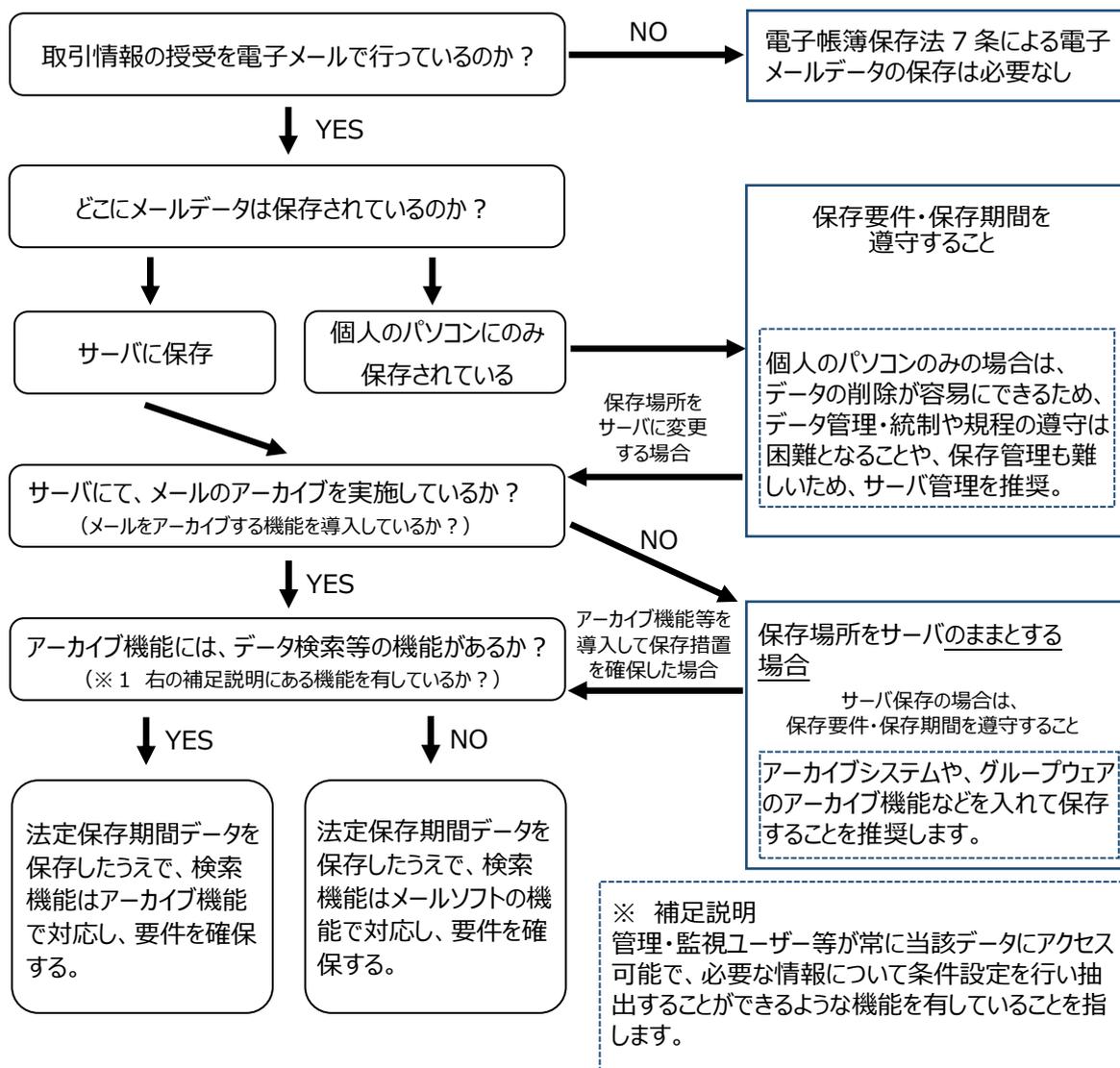
問27 請求書や領収書等を電子的に（データで）受け取った場合、どのように保存すればよいですか。

問47 自社のメールシステムでは受領した取引情報に係る電子データについて検索機能を備えることができません。

その場合、メールの内容をPDF等にエクスポート・変換し、検索機能等を備えた上で保存する方法も認められますか。

## ② メール保存方法の選択チャート図

メールでの取引情報の授受を行った場合、保存をする場所や方式について検討が必要となります。下記のチャート図を使って、自社の保存方法が現在どうなっているか、もしくは、どの方式で保存するのが最適かの検討にご利用ください。



### ■ アーカイブシステム・アーカイブ機能とは

アーカイブとは、残しておくべきデータを、用意した保存領域に安全に保存することを意味します。一方、バックアップとは、障害が発生した際に素早く復旧させることを目的としてデータを保存することであり、両者の意味合いは異なります。アーカイブは、専用のシステムやグループウェア・メールソフト・クラウドメールサービスに機能を有しているものがあり様々ですが、添付ファイルも含めて、対象としているメールが漏れなく保存できることが必要です。機能の中には、個人で設定できるものがありますが、取捨選択ができてしまい、恣意性が働くため、要件を確保しているとはいえません。

### ■ 保存するサーバの場所について (クラウドサービス等の場合)

保存するサーバが自社管理ではなく、クラウドサービス等、他社管理の場合があります。その場合は、閲覧できる権限を確認することが必要です。補足説明にあるように、管理・監視ユーザーが常に当該データにアクセス可能な閲覧権限機能が必要です。

### ③ その他の保存のポイント

以下、その他のポイントになる点を記載します。

電子取引の保存要件詳細は、第 4 章の記載をご参照ください。

#### ■ 個人で利用しているメールを使用した場合

個人で利用しているメールを、会社での取引に利用している場合、アーカイブソフトで連携して漏れなく保存できるようにすることや、事務処理規程にて、「個人で利用しているメールの場合は、訂正削除することなく、データを保存すること」と定め、保存されたデータを管理・監視ユーザーが見ることができるようすることで要件を確保することができます。

#### ■ 無料のメールサービスを使用する場合

無料で利用できるメールについては、保存期間が担保されていなく、提供事業者の都合により削除される場合がありますので、利用するサービスの規約を確認してください。

#### ■ 保存の媒体

保存については、サーバや DVD 等の外部記録媒体を利用することができ、過年度データについても、速やかに閲覧用サーバ等に戻すことができるのであれば問題ありません。

#### ■ メールデータの圧縮保存

メールデータを圧縮して保存することについても、解凍後、速やかに閲覧用サーバ等に戻すことができれば問題ありません。

#### ■ 重複メールの排除機能

宛先の CC を利用した受発信の場合には、メールデータにも重複メールが発生し、総データ量が大きくなります。アーカイブシステム・機能には重複メールを排除する機能をもつソフトもあり、データ量の圧縮や検索・抽出作業の迅速化も図れます。

#### ■ 訂正・削除履歴

保存すべき取引情報授受メールの訂正や削除は原則禁止とすることを推奨します。

#### ■ 検索機能

送受信年月日や送受信メールアドレスにて検索できる必要があります。日付は範囲指定での検索や、2 以上の任意の記録項目の組み合わせで検索ができることも必要です。また、件名や本文内の言葉をあいまい検索できることが求められます。

#### ■ 添付ファイルの保存

電子メールに添付されている添付ファイルも含めて保存する必要があります。なお、添付ファイルにパスワードが掛かっている場合は、そのパスワードが書かれている電子メールも併せて保存することが重要です。

## 【コラム】個人情報保護法による利用目的及び第三者提供の制限と例外規定

国税当局が税務調査等で、企業のメールについて提供を求める場合があります。個人情報が含まれているメールについても、下記の法令に従って実施されるものであり、国税当局へのメールの提供は例外的に認められています。したがって、個人情報が含まれていることを理由に提供を拒否することはできないことに留意してください。

### (利用目的による制限)

**第十六条** 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

### (第三者提供の制限)

**第二十三条** 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

## (4) インターネット等による取引

### ① インターネット等による取引の概要

#### ・インターネット等による取引:

インターネットを介して行われる取引は多岐にわたります。例えば、自社のウェブサイトでの受発注、インターネット上での取引情報の授受、クラウドサービスを利用した取引などがあります。

ECサイトのクラウドサービスを活用して自社のECサイトを開業するケースも増えています。また、社員の出張時に鉄道や宿泊サイトの予約・決済も電子取引の一例です。

電子契約や請求書をインターネット上で授受するサービスもあり、紙の保管コスト削減や処理スピード向上に寄与しています。

#### ・対面での電子データ授受:

タブレットやスマートフォンアプリを利用して対面で電子申込や契約を行うケースも増えています。

特にスマホアプリを使った電子決済も広まっており、電子取引の範囲はますます広がっています。

#### ・経費や旅費の精算データ:

電子取引の範囲には、社員が立て替えた経費や旅費の精算データも含まれます。

FAXの電子画像保存も電子取引に該当します。

電子取引においては、正確な理解と適切な保存が求められており、企業や個人は法令に従って取引情報を適切に管理する必要があります。

## ② 業務分類ごとのポイントと解説

### i) 電子契約

電子契約においては、真正性を担保して取引情報を保存することが重要です。具体的には、電子帳簿保存法施行規則第4条第1項により、以下の要件が求められています。

「取引情報の授受後遅滞なく、タイムスタンプを付す」か、もしくは「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、運用を行うこと」が求められています。

- (1) 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプが付された後、当該取引情報の授受を行うこと（規則4条1項1号）。
- (2) 次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムを使用して、当該取引情報の授受及び当該電磁的記録の保存を行うこと（規4条1項3号）。
  - イ 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。
  - ロ 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。

#### ・電子署名とタイムスタンプの利用：

電子契約書や電子請求書などで電子署名とタイムスタンプが付されている場合、作成責任や非改ざん性が担保され、真正性が確保されています。これらの仕組みを活用することで、電子取引情報の保存要件を満たすことができます。

近年、電子契約を取り扱うサービスは多様化しており、手書きのサインを行う電子サイン、サービス提供事業者が電子署名を付与する事業者型電子署名、契約当事者に対して発行された電子証明書を用いて当事者が電子署名を付与する当事者型電子署名などが広く利用されています。

電子取引においては、適切な保存措置を講じることで、法令に適合した取引情報の保存を行ってください。

様々な電子契約サービスの特長について JIIMA では次のドキュメントを公開しております。

#### ・電子契約活用ガイドライン Ver.2.0（2021年10月）<PDF>

[https://www.jiima.or.jp/wp-content/uploads/policy/denshikeiyaku\\_guideline\\_ver\\_2.pdf](https://www.jiima.or.jp/wp-content/uploads/policy/denshikeiyaku_guideline_ver_2.pdf)

#### ・『5分でわかる電子契約』電子契約活用ガイドライン小冊子 Ver.2.0（2022年3月）<PDF>

[https://www.jiima.or.jp/wp-content/uploads/pdf/gohundewakarudensikeiyaku\\_20220311r1.pdf](https://www.jiima.or.jp/wp-content/uploads/pdf/gohundewakarudensikeiyaku_20220311r1.pdf)

また、電子契約サービスによっては、クラウド上の同サービスのストレージ内に電子契約書を電子保存する機能を提供している場合があります。その様な場合は、同サービスが電子帳簿保存法施行規則第4条の要件を満たしている場合はクラウド上で電子保存しても差し支えありません。

#### ・クラウド上の電子保存：

電子契約サービスによって、クラウド上のストレージ内に電子契約書を保存できる機能が提供されています。クラウド上での電子保存は、電子帳簿保存法施行規則第 4 条の要件を満たす必要があります。

・A 社と B 社の取引関係:

A 社と B 社が電子契約サービスを利用する場合、B 社は A 社からクラウド上のストレージ内に利用可能な領域を割り振られます。

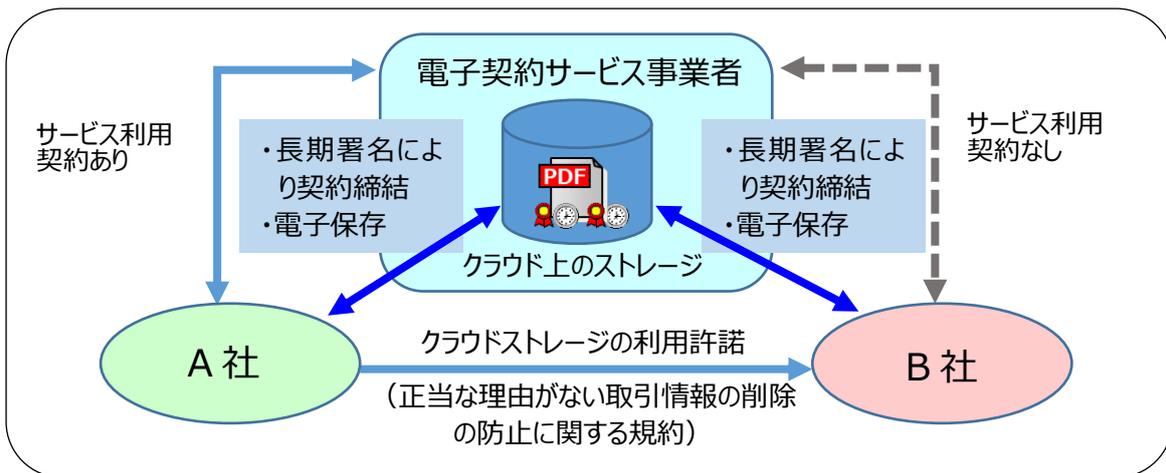
B 社もクラウド上で電子保存しても問題ありませんが、正当な理由がない取引情報の削除の防止に関する規約が必要です。

・利用前の確認:

サービスご利用前に、サービスの仕様を確認し、電子帳簿保存法の要件を満たしているかどうかを確認することが重要です。タイムスタンプの利用や追加対応が必要かも検討してください。

以上のポイントを考慮して、電子契約の電子保存を適切に行ってください。

【電子契約のイメージ】（当事者型の電子署名による電子契約のイメージ）



## ii) 経費の立替精算業務

### ・精算書の電子化：

経費の立替精算業務は、多くの企業で旅費や経費の立替精算に経費精算システムを利用しています。経費精算システムを利用しない場合は、Excelの精算書テンプレートに入力して、紙に印刷して申請することも多いと考えられます。

一方、経費精算システムではデータを入力し上司の決裁を得て処理されます。

このデータを「精算書データ」と呼びます。

精算書データとして保存する場合には、会社と従業員といった雇用契約に基づく雇用者と被雇用者間の取引情報の授受として、電子取引の範囲だと考えられます。

その場合は、精算書データを電子取引の要件を満たして電子データとして保存する必要があります。

また、紙の領収書を電子化したい場合は、スキャナ保存制度（電子帳簿保存法 第4条第3項に規定）を活用できます。

### ・領収書等の電子化：

紙の精算書で運用しているケースや経費精算システムを導入し申請・決裁手続きを含めてシステム化しているケースのいずれのケースにおいても、紙の精算書や精算書データには、証憑として領収書を添付します。

この領収書を従業員が電子メールやクラウドサービス等により電子データで受領している場合は、電子取引に該当します。これは、従業員が立替払いした費用は、原則、会社の費用として計上されるべきものであり、従業員が受領した領収書データそのものが証憑となるためです。

ただし、この領収書データを電子データのまま保存する場合は、所定の要件を満たす必要があります。

一方、この領収書を紙で受領している場合は、経費精算システムの導入有無にかかわらず、電子取引には該当しません。

この領収書を電子データとして保存する場合、スキャナ保存制度（電子帳簿保存法 第4条第3項に規定）を活用できます。

### （参考3）国税庁 一問一答【電子取引関係】について（P.64）

問10 従業員が会社の経費等を立て替えた場合において、その従業員が支払先から領収書を電子データで受領した行為は、会社としての電子取引に該当しますか。該当するとした場合には、どのように保存すればよいのでしょうか。

## 【コラム】領収書・請求書等のスキャナ保存制度について

電子帳簿保存法 第 4 条第 3 項に規定されているスキャナ保存制度とは、決算関係書類などを除いた国税関係書類をスキャナで読み取り電子化して保存することができる制度です。この制度を利用することで、紙で受領した領収書や請求書などをスキャナで読み取り、電子化することができ、業務の効率化や紙書類の保管コストを低減するなどのメリットがあります。

平成 27・28 年に要件が改正され、実印相当の電子署名が必須でなくなり、スマートフォンのカメラで読み取ることができるなど運用面も改善されました。現在は、利用される企業も増えてきています。注意が必要な点として、スキャナ保存制度で求められる要件（可視性や真実性）を確保する必要があります。要件はシステム上の機能要件と運用で定める要件がありますので、利用にあたっては、各企業の体制や運用方法を検討して要件を確保する必要があります。

また利用する場合には、対象とする書類や利用するシステム・事務処理規程を事前に定める必要があります。

詳しい要件は、下記の参考を確認し、要件を正しく確保して活用してください。

(参考 2) ①参考文献 (P.62)

「<電子帳簿保存法対応>電子化実践マニュアル(令和4年度改正版)」

「e-文書法 電子化早わかり」

### iii) FAX 電子画像の保存

FAX を利用した業務についても、電子取引に該当すると考えられます。FAX (ファクシミリ) は、電波法施行規則では、「電波を利用して、永久的な形に受信するために静止画像を送り、または受けるための通信設備」と定義されています。企業や商店で、電話による言い間違いなどを防ぐために、見積書や注文書などを FAX でやりとりするなどに使われてきました。従来は、公衆交換電話網を利用し、FAX 専用機器で送受信することが多かったですが、パソコンやインターネットの普及により、IP 電話・LAN・インターネットなどの電話交換機を介さない IP 通信網を利用したインターネット FAX も利用が増えています。それに伴い、紙で利用することが多かった FAX も受信した電子画像を電子データとして、保存するケースが多くなっていると考えられます。

FAX 等による取引情報の授受については、取扱通達 7 - 8 に記載のとおり、上記のように授受した電子画像を紙に印刷することなく保存する場合には、電子取引に該当します。

(参考3) 国税庁 一問一答【電子取引関係】について (P.64)

問 4 当社は以下のような方法により仕入や経費の精算を行っていますが、データを保存しておけば出力した書面等の保存は必要ありませんか。

- (1) 電子メールにより請求書や領収書等のデータ (PDFファイル等) を受領
- (2) インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書等のデータ (PDFファイル等) 又はホームページ上に表示される請求書や領収書等のスクリーンショットを利用
- (3) 電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービスを利用
- (4) クレジットカードの利用明細データ、交通系 ICカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用
- (5) 特定の取引に係る EDI システムを利用
- (6) ペーパーレス化された FAX 機能を持つ複合機を利用
- (7) 請求書や領収書等のデータを DVD 等の記録媒体を介して受領

#### iv) 電子レシート

##### 【コラム】 電子レシートの実証実験

レシートについても、電子化の流れが進んでいます。経済産業省では、平成 30 年 2 月 13 日～28 日に町田市内の飲食店・コンビニ・スーパー・ドラッグストア等 計 27 店舗で電子レシートの実証実験を行いました。実験に参加する消費者は、実験用のアプリを自身のスマートフォンにインストールし、実験店舗で買い物を行い、電子レシートを受け取ります。このアプリでは、電子レシートデータを取り込み、家計簿や健康管理のアプリに適用することができます。また、個人データの一部を隠す (マスク処理) することもできます。

この実験を通して、電子レシートの標準仕様と、当該電子レシートデータをアプリケーションと連携するインターフェース (API) の有効性を検証するとともに、マスク処理されてデータプールに蓄積されたデータの活用方法を検討することが目的とされています。当実験では、個人が自分の購買履歴を統合的に管理し、有効に利用できるということが大きなメリットとなっていますが、会社の経費を立て替えた場合などにも、今後活用できる可能性があり、将来的には、会社の業務でも、電子レシートを取り扱うことが考えられます。

## v) 消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等のデータ保存

### 【コラム】 消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等のデータ保存

消費税の仕入税額 控除制度において、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が、2023年10月1日から導入されました。適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。この「適格請求書」等の保存が、仕入税額控除の要件となります。

平成30年6月に国税庁軽減税率・インボイス制度対応室が発行（令和4年11月改訂）したQ&A※によると、問28では、適格請求書発行事業者がインターネットを通じて提供した電子データを適格請求書として一定の要件を満たした状態で電磁的に保存することができる旨の記載があります。問71（問28関連の具体的な保存要件）では、適格請求書発行事業者は、提供した電磁的記録を、「電磁的記録のまま」又は、「紙に印刷して保存することとし」、その保存の要件として、電子取引の保存要件である電子帳簿保存法施行規則（各要件が記載されています。電子取引と同様の保存方法・保存要件で、新消費税法及び電子帳簿保存法に基づき保存をすることとなります。また、問91のとおり、取引先から、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録の提供を受ける場合についても、問71と同様に新消費税法に基づく保存義務と電子取引と同様の保存要件が求められます。

問70では、自己の業務システムで作成した適格請求書の写しとして、データ保存することについても記載があります。こちらは、電子帳簿保存法第4条第2項の国税関係書類のデータ保存の該当となります。（電子帳簿保存法第4条第2項については、当ガイドライン第3章電子帳簿保存法の概要を参照してください。）

このように、適格請求書等の保存に関しても、電子帳簿保存法が関わり、企業や組織の活動の様々な場面で電子取引が関わっていることが分かります。なお注意事項としては、消費税法での適格請求書等保存方式（インボイス制度）は2023年10月1日から導入されましたが、所得税法・法人税法では、電子レシートを電磁的記録として保存する場合、電子帳簿保存法の電子取引に該当し、現時点で保存義務がある点に注意が必要です。

※ 国税庁 HP

消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/ga\\_01.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/ga_01.htm)

## 第6章. 取引に用いる電子データの信頼性担保

### (1) 電子データの信頼性担保が求められる背景

電子取引の普及が進むにつれて、多くの様々な電子データが社内外を行き来することになります。当事者同士が非対面の状況下で安心して安全に取引を行う為に、取引に用いる電子データがなりすましや改ざんによる不正なものでない信頼できる電子データであることを担保する仕組みの必要性が認識されつつあります。

電子データの信頼性（トラスト）を担保する仕組みに関し、民間事業者による取組みは既に日本においても開始されてきましたが、本格的な普及や認知に向けて、政府が一定程度関与する形での関連する法制度やユースケースに基づくルールの整備、利活用の為のガイドライン策定が求められています。

一方海外の動向を見ると、EU においては「デジタル単一市場」構築による経済活性化を目指し法的裏付けを携えた全 EU 加盟国に適用される共通の制度「eIDAS 規則」が、2014 年に成立し、2016 年から施行され、更なる推進を目論み 2021 年に eIDAS2.0 として改定案が提案されています。eIDAS 規則においては、デジタル社会においてもリアル社会と同等の信頼性を担保するための具体的な仕組みをトラストサービスとして複数規定しており、電子データの信頼性担保に関わる仕組みも含まれています。

また、商取引にフォーカスした国際的な取り組みとしては 1966 年に国連の常設機関として設立された UNCITRAL（国際連合国際商取引法委員会：United Nations Commission on International Trade Law）が挙げられます。UNCITRAL は、批准国において強制力を持つ「条約」、採用国において強制力は持たないものの各国が国内法を制定する際の立法モデルとなる「条文」の形をとり国際的な調和したルール作りを目指す「モデル法」、条文の形はとらないものの国際的に調和したルールを作る為の論点を整理した「ガイドライン」の策定を通じて国際間の商取引に関する法的なルールの調和に努めています。UNCITRAL の作業部会の一つである電子商取引部会において、トラストサービスを含む「MLETR：電子的に転送可能記録のモデル法」が提案され 2017 年に採択されました。その後、一般的で柔軟性のあるガイダンスとして「Provisions on the Use and Cross-border Recognition of IdM and Trust Services」の提供が議論され、2022 年 7 月の第 55 回総会において、「モデル法」として採択されました。

日本政府が提唱する未来社会の姿として「Society5.0」が打ち出されています。Society5.0 とは、IoT（Internet of Things）や AI（人工知能）、ロボットのような先端技術を産業や社会生活に取り入れ、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会を目指す取り組み（内閣府/科学技術政策 Society 5.0 より引用）で、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を目指すものです。日本政府は Society5.0 のグローバルなレベルでの実現を目指し 2019 年 1 月に開催された世界経済フォーラム（ダボス会議）に於いて「DFFT（Data Free Flow with Trust：信頼性ある自由なデータ流通）」の概念を提唱しました。政府の IT 政

策大綱には、DFFT のポイントとして、「自由で開かれたデータ流通」及び「データの安全・安心」の記載があり、データの安全・安心を支える「トラスト」が強く意識されています。

今後デジタル社会では、データの重要性が高まり、そしてデータの利用がますます進むことに鑑み、日本政府においては、Society5.0 を支える基盤として「安心・安全なデータ流通を支える基盤となるトラストサービス（データの存在証明・非改ざん性の確認を可能とするタイムスタンプや、企業や組織を対象とする認証の仕組みなど）：「デジタル時代の新たな IT 政策大綱」（令和元年 6 月 7 日）」が大きな役割を果たすと考え、EU 規則を始めとした国際的な動向をも踏まえ日本版トラストサービスの実現に向けた環境整備の取組を開始しています。

以降、「（2）本人性・真正性の確保の必要性」において電子データの信頼性担保の為に考慮すべきポイント、「（3）トラストサービスの動向」において日本におけるトラストサービス実現に向けた動き、「（4）ユースケースに応じた対策例」においてトラストサービスの具体的な適用例について解説します。

## （2） 本人性・真正性の確保の必要性

電子取引における電子データの信頼性を担保するためには、第 5 章（4）で述べられているように、電子データの真正性を確保することが重要になってきます。真正性が確保されていない電子データは、何者かによって改ざんされたとしても改ざんされたことがまったくわからないため、電子取引の信頼性を根底から崩してしまうこととなります。

ここで、改めて電子データの「真正性」（しんせいせい）とは何でしょうか？情報セキュリティに関する用語集 JIS Q 27000:2019 では、情報セキュリティとは、「情報の機密性、完全性及び可用性を維持すること。注記さらに、真正性、責任追跡性、否認防止、信頼性などの特性を維持することを含めることもある」とされ、真正性はこれら情報セキュリティ 7 要素の 1 つに数えられています。その中で、真正性（Authenticity）は、「エンティティは、それが主張するとおりのものであるという特性。」と定義されています。また、文書マネジメント情報に関する用語及び定義を規定する JIS Z 6015:2016 では、真正性とは「文書情報を取り扱う組織が、組織活動の目的、権限及び業務によって作成された文書情報を、作成時から運用維持されていることが説明できる状態。」としています。ここで重要なポイントは、文書情報が作成時から運用維持されているだけでなく、それを説明できる状態であるとしているところです。たしかに、ある文書データが真正であることの説明ができないものを、真正であると信じることは難しいところがあります。

JIIMA 法務委員会作成の「JIIMA 電子化文書取扱いガイドライン簡易版（2013 年 10 月）」では、真正性を、「文書の記載内容が、真実で正しいことを主張できる要件。電子化文書等の故意・過失による虚偽入力、書換え（改ざん・すり替え）、消去、混同、隠滅、破壊などがなく、かつ改変・改ざん等の事実の有無が確認・検証できることが条件となる。」と定義し、文書情報を運用維持することを説明できる状態を、改ざん有無を確認・検証できる条件を付与することにより表しています。

また、厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（第 5.2 版、令和 4 年 3 月）では、「真正性とは、正当な権限において作成された記録に対し、虚偽入力、書換え、消去及び混同が防止されており、かつ、第三者から見て作成の責任の所在が明確であることである」としています。医療現場において患者を取り違えた記録や、記録された情報の誤りは患者の生命にかかわるためデータの真正性は、見読性、保存性とともに電子化における必要な要件のひとつに数えられています。この定義では、改ざん防止に加えてデータ作成の責任の所在を明確にする必要があるとしています。責任の所在が明確ではないデータは、たとえ改ざんされていないとしても、信頼性に欠けるものとなります。

電子取引の 1 つである電子契約において真正性を証明するには、契約書が改ざんされていないという原本性に加えて、確かに契約の当事者がその契約書を作成したという本人性を確保する必要があります。本人性が確保された契約書は、契約内容により本人の権利や義務を表現するとともに、後になって自分はこんな契約を取り交わした覚えはないという事後否認を防止することが可能となります。

電子データの真正性の確保、電子契約の本人性の確保は、電子署名やタイムスタンプなどの情報技術とともに、電子帳簿保存法や「電子署名法（電子署名及び認証業務に関する法律）」などの法制度、つまり技術と法律の両輪が揃って初めて可能となります。

### （3） トラストサービスの動向

トラストサービスは、令和元年に総務省にて開催されたトラストサービス検討ワーキンググループの最終取りまとめにて、

- ・Society5.0 の中核となるデータ駆動型社会では、良質、最新、正確かつ豊富なリアルデータが価値の源泉となり、経済社会活動を支える最も重要な糧となることが見込まれる。
- ・増大流通するデータの真正性や流通基盤の信頼性を確保することが極めて大切となる。

そして、それを実現する手段として、以下の内容として記載されています。

**「インターネット上における人・組織・データ等の正当性を確認し、改ざんや送信元のなりすまし等を防止する仕組み（トラストサービス）」**

※プラットフォームサービスに関する研究会 トラストサービス検討ワーキンググループ最終取りまとめ  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000668595.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000668595.pdf)

ユーザーが電子申請、電子取引、電子契約、記録管理、ワークフローや記録保管といったアプリケーションサービスにおいて、期待する安心・安全を実現するサービスの要件は、

- ・期待どおりに動くこと
- ・自ら検証することなく信じて使うことができること
- ・どこでも誰でも利用できること

であり、利用したサービスの結果のデジタル記録は、将来に利活用されることとなります。そのため、アプリケーションサービスの提供者には、信頼性の説明責任や証明責任が求められます。

しかし、データの流通はグローバルで、デジタル環境は日々進化します。誰もが納得するデータの完全性を担保するためには、進化する環境に追従し、国際的に通用する一定の技術・運用などの基準をクリアしていることを、利用者に明示する必要があります。データ駆動型社会における、この共通の要求は、データ流通共通基盤として「トラストサービス」が整備提供され、その基盤サービスをアプリケーションサービスが利用することで、将来にわたって安心・安全なサービスを安価に実現することが可能となります。

トラストサービス検討ワーキンググループで議論・整理された現時点でのトラストサービスを、以下に示します。

トラストサービスの例

電子データを作成した本人として、ヒトの正当性を確認できる仕組み	電子署名（個人名の電子証明書）
電子データがある時刻に存在し、その時刻以降に当該データが改ざんされていないことを証明する仕組み	タイムスタンプ
電子データを発行した組織として、組織の正当性を確認できる仕組み	e シール（組織名の電子証明書）
ウェブサイトが正当な企業等により開設されたものであるか確認する仕組み	ウェブサイト認証
IoT 時代における各種センサーから送信されるデータのなりすまし防止等のため、モノの正当性を確認できる仕組み	モノの正当性の認証
送信・受信の正当性や送受信されるデータの完全性の確保を実現する仕組み	e デリバリー

日本とほぼ同時期に、電子署名法を各国法への適用という Directive（指令）として発出した EU では、2014 年に Digital Single Market というコンセプトの下、この Directive を破棄し、新たに eIDAS※1 という EU 域内共通の規則である Regulation を制定しています。経済発展には、デジタルデータの信頼性を担保する仕組みが不可欠であるとし、この規則において、電子署名のみならず、タイムスタンプ、e シールといった、トラストサービスという概念を整理しています。

eIDAS Article 3

(16) 'trust service' means an electronic service normally provided for remuneration which consists of:

(a) the creation, verification, and validation of electronic signatures, electronic seals or electronic time stamps, electronic registered delivery services and certificates related to those services, or

(b) the creation, verification and validation of certificates for website authentication; or

(c) the preservation of electronic signatures, seals or certificates related to those services;

※ 1 REGULATION (EU) No 910/2014 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 July 2014

[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AOJ.L\\_.2014.257.01.0073.01.ENG](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AOJ.L_.2014.257.01.0073.01.ENG)

そして、これらのトラストサービスが、「トラスト」を生み出すため、以下の4視点で検討され、技術基準や適合性についてPDCAが回る仕組みが規定されています。

- ・法律の整備
- ・技術的な基準とその評価
- ・トラストサービス提供事業者に対する評価・検証体制の確保
- ・トラストアンカーの開示の在り方（トラストの見える化）

利用者が安心して電子取引を行うため、データ流通共通基盤として、トラストサービスが利用できるフレームワークを構築したうえで、利用者が簡単に確認・参照できるマシンリーダブルなホワイトリストによる公開を法律として整備し実現しています。

データ流通は「Global」ですが、国民の安心・安全、基盤整備は「National」です。

我が国では、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の令和元年6月改訂において、信頼性向上のためのデータ流通ルール整備の重要性にふれ、「電子データの安全な長期保存を可能とするタイムスタンプをはじめ、インターネット上における人・組織・データ等の正当性を確認し、改ざんや送信元のなりすまし等を防止するトラストサービスについても、EU等の動向も踏まえつつ制度の在り方について検討を進める。」との決定がされています。

## (4) ユースケースに応じた対策例

今後、利活用の場が拡大することが予想される電子取引情報の信頼性を、どのような方法で、どの程度の信頼レベルを保証すべきかは、ユースケースに応じた検討が求められると考えられます。

「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（2019年2月25日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）では、リスクに応じた対策レベルが示されており、電子取引では、「組織の地位や評判」、「金銭的被害、賠償責任」に対するリスクの検討が必要と考えられます。同ガイドラインでは、その2つのリスクを下記の表に整理されています。

表 1 電子取引に関するリスクレベル

レベル	組織の地位や評判に対するリスク	金銭的被害、賠償責任など 財務上のリスク
低位	限定的かつ短期間の不便や苦痛又は、利用者や機関等が当惑する。	利用者や機関等の軽微又は若干の財務上の損失、若しくは機関等の軽微又は若干の賠償責任が生じる。
中位	深刻かつ短期間又は限定的かつ長期間の不便や苦痛又は、利用者や機関等の地位や評判に対する影響がある。	利用者や機関等の深刻な財務上の損失、若しくは機関等の深刻な賠償責任が生じる。
高位	深刻又は長期間の不便や苦痛又は、利用者や機関等の地位や評判に対する影響がある。この影響は、特に深刻な影響や多くの利用者に影響する状況をいう。	利用者や機関等の壊滅的な財務上の損失、若しくは機関の深刻又は壊滅的な賠償責任が生じる。

表 A-4 「①オンライン手続サービスの利用において国民等の利用者に不便、苦痛を与える、又はオンライン手続サービスを所管する機関等が信頼を失う」リスクの影響度

表 A-5 「②国民等の利用者に金銭的被害を与える、機関等に賠償責任が生じるなど、財務上の影響を与える」リスクの影響度より、抜粋

リスクに応じた保証レベルの対策は、取引相手の「身元確認保証レベル」（IAL：Identity Assurance Level）とパスワードなどの認証方式を規定する「当人認証保証レベル」（AAL：Authentication Assurance Level）の2つから構成されます。上記の表1においてリスクに応じた保証レベルは

- 保証レベル1：いずれのリスクも「低」の場合
- 保証レベル2：いずれかのリスクが「中」の場合
- 保証レベル3：いずれかのリスクが「高」の場合

が求められます。

尚、各保証レベルの適応例として、以下の例が考えられます。

保証レベル1：

- ・ Web サイトにおけるオンラインディスカッション、等
- ・ 例えばクレジット支払いでサインや Pin を要求しない少額取引
- ・ ワンショットの取引で即時決済が可能なもの

保証レベル2：

- ・ 社会保障サービスに関する住所変更手続
- ・ 債権回収上のリスク対応
- ・ 犯罪利用の防止が必要な場合（本人確認が無いと犯罪につながるリスクが考えられる場合）、等

保証レベル3：

- ・ 特許弁理士による特許手続、大規模な政府調達、等
- ・ マイナンバーカード（公的個人認証証明書）を用いた電子署名が必要な取引

表2 身元確認保証レベルと当人認証保証レベル

身元確認保証レベル	レベルの定義	当人認証保証レベル	レベルの定義
レベル1 (IAL1)	身元識別情報が確認される必要がなく、身元確認の信用度がほとんどない。身元識別情報は、自己表明若しくは自己表明相当である。	レベル1 (AAL1)	認証要求者が身元識別情報と紐付けられており、認証情報の3要素のうち、単要素若しくは複数要素を使うことにより、当人認証の信用度がある程度ある。
レベル2 (IAL2)	身元識別情報が遠隔又は対面で確認され、身元確認の信用度が相当程度ある。	レベル2 (AAL2)	認証要求者が身元識別情報と紐付けられており、認証情報の3要素のうち、複数要素を使うことにより、当人認証の信用度が相当程度ある。
レベル3 (IAL3)	身元識別情報が特定された担当者の対面で確認され、身元確認の信用度が非常に高い。	レベル3 (AAL3)	認証要求者が身元識別情報と紐付けられており、認証情報の3要素のうち、耐タンパ性を有するハードウェアを含む複数要素を使うことにより、当人認証の信用度が非常に高い。

## ■ 電子署名と認証の使い分けの考え方

電子取引の脅威として、「なりすまし」、「改ざん」、「事実否認」が考えられますが、クラウドサービスを介した取引情報の配信については、アクセス主体に対する「認証を主に用いた対策例」と作成主体による「電子署名を用いた対策例」が考えられます。それぞれの特色は以下の表で示されています。

リモート署名サービスを利用した場合やクラウドサービスを利用する場合のいずれにおいても、リスクレベルに応じた IAL, AAL の各保証レベルが求められることとなります。

「認証」を用いた場合、定型業務に向く反面、取引情報の改ざん、否認対策、では、アクセスや操作ログなどの証跡を保管し、利用者の求めに応じて当該記録を開示する必要があります。また、当該サービスから切り離れた環境で請求データや電子領収書などの電子取引記録の真正性を確認することは難しく、受領者と支払者が異なるような保険金請求業務や社員の立替払い経費精算には不向きとなります。

「電子署名」を用いた場合の取引情報の改ざん、否認対策は当該電子署名を検証することで実現でき、電子取引情報単独で真正性を確認できるため、保険金請求業務や社員の立替払い経費精算にも対応可能となります。

表 3 認証と電子署名による対策例の比較

脅威	認証を主に用いた対策例	電子署名を用いた対策例
なりすまし	(認証) 認証によって、申請元（アクセス元）の身元識別情報を特定する	(電子署名) 申請情報に付与された電子署名の検証によって身元識別情報を特定する
改ざん	(認証 + 証跡) 申請元（アクセス元）を認証した上で、当該申請者の申請内容を証跡として保管する (※送受信中の改ざんに対しては暗号通信により対処)	(電子署名) 申請情報に付与された電子署名の検証によって改ざんの有無を検出する
事実否認	(認証 + 証跡) 申請元（アクセス元）を認証した上で、当該申請者の申請記録（操作記録）を証跡として保管する	(電子署名) 申請情報に付与された電子署名の検証によって身元識別情報が表す主体による申請事実を確認

(表 B-4 認証と電子署名による対策例の比較より)

## ■ 電子署名と e シールの使い分けの考え方

(3) トラストサービスの動向で、組織名の電子証明書を用いた電子署名「e シール」をご紹介しましたが、わが国では民法上、法人は意思表示ができないとされていることから、電子取引のシーンでは電子契約には電子署名が適切であり、見積書、請求書、領収書など、その他の電子取引には、担当責任者が変更になった場合も電子証明書の取り直しが必要のなく、請求書発行システムと連動した自動付与も可能な e シールが馴染みやすいと考えられます。

## ■ タイムスタンプ利用の考え方

タイムスタンプは、タイムスタンプに記録されている時刻以前にその文書が存在し（存在証明）、その時刻以降文書が改ざんされていないことを証明する（非改ざん証明）ものです。電子取引のシーンでは、電子署名や e シールと合わせて使用することにより、契約期間や保存期間を通じて電子署名や e シールの有効性が確認可能となる長期署名フォーマットを生成する場合に利用します。また、存在証明、非改ざん証明が可能なことから送信者が電子取引情報にタイムスタンプを付して送信する場合や、受領者が電子取引情報にタイムスタンプを付与する方法が、電子帳簿保存法の電子取引情報の保存要件として位置づけられています。

## ■ まとめ

取引情報の金額が少額であり、なりすましや支払い口座の改ざんなどの詐欺行為があった場合でも、地位や評判に対する影響がないと考えられる場合は、IAL,AAL とともにレベル 1、身元確認は自己申告、認証方法はパスワードのみの運用が考えられます。

取引情報の金額が比較的高額で、なりすましや支払い口座の改ざんなどの詐欺行為があった場合の、地位や評判に対する影響がある場合には、IAL,AAL とともにレベル 2。クラウドサービスを利用する場合は、身元確認は信用度が相当程度あること、認証方式は複数要認証が求められます。またクラウドサービスは「認証」の利用か「電子署名」までサポートしているかは、それぞれの特色に応じて選択することが考えられます。

また、電子署名を付与する場合には個人名を入れた電子証明書で電子契約等を行うのか、組織名の電子証明書で見積書、請求書、領収書など、その他の電子取引情報の発信元と非改ざん性を担保するのか使い分けることが可能と考えられ、いずれの場合もタイムスタンプを併用して長期に電子取引情報の真正性を確認することが可能となります。

## (参考 1) 輸出入に係る電子取引情報の保存

輸出入に係る取引関係書類を電子メール等でやりとりをした場合については、平成 24 年度関税改正により輸出入許可日の翌日から 5 年間の保存が義務付けられました。この改正により所得税や法人税の納税義務者を対象とした従来の制度について、関税法上の輸出入者も対象となりました。

既に電子帳簿保存法に従って電子メール等の保存を行っている輸出入者は、保存義務が複数の法律で重複する場合、保存期限の長い方が適用となることに注意が必要です。

近年の輸出入業務においては、NACCS※1 による通関手続き・関係書類提出の電子化・ペーパーレス化が強化され、これまでの電子による輸出入申告や許可通知データの取得に加え、通関関係書類を電磁的記録により提出できる機能（MSX※2）が実現しています。複雑化する輸出入業務を電子化・ペーパーレス化、さらに電子帳簿保存法への対応を目指すことは貿易業務の効率化とガバナンス強化実現につながると考えられます。

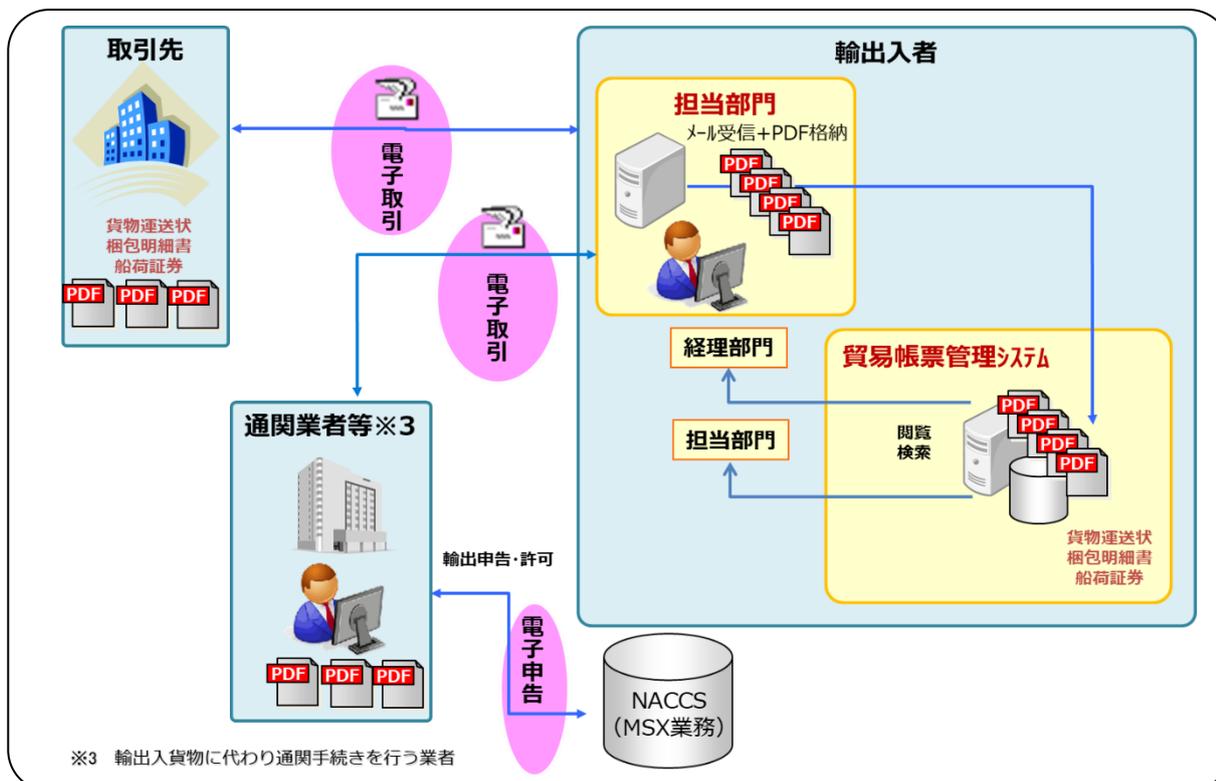
### ※1 NACCS

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運営する、入出庫する船舶・航空機及び輸出入される貨物について、税関その他の関係行政機関に対する手続き及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステム。

### ※2 MSX

インボイス、運送状、保険料明細書等の通関関係書類を電磁的記録（PDF 等の電子データ）で提出できることができる業務。

### 【電子取引の対象範囲例】



## (参考2) 参考文献・関連ガイドライン

### ① 参考文献

「<電子帳簿保存法対応> 電子化実践マニュアル (令和4年度改正版)」 2022年6月刊行  
(税務研究会出版局)

SKJコンサルティング合同会社 編

税理士 袖山 喜久造 監修

SKJ 総合税理士事務所 所長

日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA) 法務委員会アドバイザー

概要：令和4年度までを網羅し、電子帳簿保存法を活用した電子化への取り組み方を記載。電子化を進める企業、検討する企業にとっての最適な解説書となります。

「e-文書法 電子化早わかり」 令和5年度税制改正対応 (JIIMA) 2024年3月刊行

概要：文書情報マネジメントとしての電子化、JIS Z6016 (紙・マイクロフィルム文書の電子化プロセス) の概要説明から、e-文書法の全体概要、スキャナ保存制度、スキャナと画像品質、電子取引の保存制度などについて解説した本となります。特にスキャナ保存制度の解説について充実しています。

## ② 関連ガイドライン

(JIIMA) 2020年6月発行

### 「5分でわかる電子契約 電子契約活用ガイドライン小冊子」

<https://www.jiima.or.jp/wp-content/uploads/pdf/gohundewakarudensikeiyaku.pdf>

概要：これから電子契約サービスの導入を予定しているお客様向けの4Pの小冊子です。  
電子契約のサービス種類・法令などの重要事項に絞って分かりやすく記載されています。

### 「電子契約活用ガイドライン ver2.0」

(JIIMA) 2021年10月発行

[https://www.jiima.or.jp/wp-content/uploads/policy/denshikeiyaku\\_guideline\\_ver\\_2.pdf](https://www.jiima.or.jp/wp-content/uploads/policy/denshikeiyaku_guideline_ver_2.pdf)

概要：電子契約について、法令及び技術の観点から、セキュリティ、運用面等、幅広く記載しています。  
基本事項をご存じの方がさらに掘り下げて知るための最良本です。

### 「電子メールの運用管理と保存」

(JIIMA) 2017年10月発行

～モデル社内規程の提案～

[https://www.jiima.or.jp/wp-content/uploads/pdf/20170925\\_email\\_unyoukanritohozon\\_V1\\_1.pdf](https://www.jiima.or.jp/wp-content/uploads/pdf/20170925_email_unyoukanritohozon_V1_1.pdf)

概要：業務記録として重要であり、また、内部統制の観点からも適切な管理が必要な企業の電子メールについての管理方法や注意点、社内規程例を提言したガイドとなります。

## (参考3) 電子帳簿保存法 法令関連

国税庁のHPには、電子帳簿保存法に関して、制度創設等の背景から、関係法令集やQ&Aなど様々な情報が記載されていますのでご参照ください。

### ① 国税庁 HP

■ 国税庁 HP 電子帳簿保存法について

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/index.htm>

■ 国税庁 HP 電子帳簿保存法の関係法令集

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/03.htm>

※電子帳簿保存法 法令、施行規則、取扱通達、取扱通達（趣旨説明）が掲載されています。

■ 財務省 HP 電子取引データの出力書面等による保存措置の廃止

（令和3年度税制改正）に関する宥恕措置について

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/20211228keikasoti.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/20211228keikasoti.html)

### ② 国税庁 一問一答【電子取引関係】について

[https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/00023006-044\\_03-5.pdf](https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/00023006-044_03-5.pdf)

上記の国税庁のHP『電子帳簿保存法について』には、利用ユーザーが理解しやすいように電子帳簿保存法一問一答（Q&A）【電子取引関係】令和5年6月版が掲載されていますのでご参照ください。

## ガイドライン 第3.2版 作成・監修メンバー

### ■法務委員会執筆メンバー

委員	阿部 匡志	リコージャパン株式会社
委員	中村 亮一	キヤノンマーケティングジャパン株式会社
委員	細 渕 圭 児	株式会社日立ソリューションズ
委員長	中 田 秀 明	アルファテックス株式会社
副委員長	益 田 康 夫	アンテナハウス株式会社
副委員長	橋 本 裕 之	J F E システムズ株式会社
アドバイザー	袖山 喜久造	S K J 総合税理士事務所・所長 税理士
アドバイザー	龍 真一郎	S K J 総合税理士事務所・税理士

(参加委員 五十音順)

委員	猪 俣 智 子	J F E システムズ株式会社
委員	後 藤 敬	アマノセキュアジャパン株式会社
委員	相 良 直 彦	セコムトラストシステムズ株式会社
委員	関 塚 洋 平	株式会社インフォーマート
委員	莊 子 順	株式会社 T K C
委員	相 馬 敬 吾	株式会社ハイパーギア
委員	染 村 哲 也	株式会社サニー・サイド
委員	永 杉 嘉 昭	株式会社 P F U
委員	成 田 丈 夫	株式会社日立ソリューションズ
委員	水之江 祐樹	日本 I C S 株式会社
担当理事	宮 地 優 逸	株式会社 P F U

### ■電子取引委員会 執筆メンバー【※第6章 電子取引の信頼性担保 執筆】

委員長	西 山 晃	フューチャー・トラスト・ラボ
副委員長	岡 本 敦	サイバートラスト株式会社
委員	柴 田 孝 一	セイコーソリューションズ株式会社
担当理事	十 川 孝 志	アルファテックス株式会社

### ■事務局

専務理事	甲斐荘 博司	日本文書情報マネジメント協会
------	--------	----------------

事務局

山下 康幸

日本文書情報マネジメント協会

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 2 丁目 19  
ライダーズビル 7 階

TEL 03-5244-4781 FAX 03-5244-4782

<https://www.jiima.or.jp>

法人番号 6010005003693

©本書の内容の一部または全部を無断で複写、複製（コピー）することは、法律で認められた場合を除き、当協会の権利侵害となりますので、あらかじめ当協会の許諾を得てください。